令和６年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

はしがき

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「令和６年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 62 回目の刊行を迎えることになりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

令和８年３月

総務省自治行政局公務員部福利課長

宮本　貴章

目　　次

概　　要

第１　制度の沿革 ····· 2

１　地方公務員の共済組合制度の沿革 ····· 2

２　社会保障協定の状況 ····· 8

３　地方議会議員の年金制度の沿革 ····· 9

第２　制度の改正等 ····· 10

１　制度の改正 ····· 10

２　令和６年度における年金額の改定 ····· 11

第３　制度の概要 ····· 12

１　地方公務員の共済組合制度の概要 ····· 12

２　地方団体関係団体職員の年金制度等の概要 ····· 23

３　地方議会議員の年金制度の概要 ····· 25

第４　事業の概要 ····· 30

Ⅰ　地方公務員共済組合の事業の概要 ····· 30

［Ⅰ］　組合及び組合員の概況 ····· 30

１　組合等の数 ····· 30

２　組合員数 ····· 31

３　被扶養者数 ····· 35

４　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 ····· 36

［Ⅱ］　短期給付の概況 ····· 39

１　収支の状況 ····· 39

２　短期財源率の状況 ····· 43

３　給付の状況 ····· 44

(1)　給付の種類 ····· 44

(2)　受診率等の状況 ····· 44

(3)　掛金・負担金収入に対する法定給付の割合 …… 44
(4)　給付実績 …… 44
［Ⅲ］　長期給付の概況 …… 51
1　長期財源率の状況 …… 51
2　収入の状況 …… 52
3　給付の状況 …… 53
4　長期給付積立金の状況 …… 66
［Ⅳ］　福祉事業の概況 …… 70
Ⅱ　地方議会議員共済会の事業の概要 …… 77
［Ⅰ］　地方議会議員の概況 …… 77
［Ⅱ］　給付経理の財源 …… 77
［Ⅲ］　収支の概況（給付経理） …… 77

統　計　表　Ⅰ（地方公務員等共済組合）

1　組合員数、被扶養者数及び標準報酬等に関する調 …… 80
2　福祉施設に関する調 …… 84
3　短期法定給付支給状況調 …… 86
4　短期附加給付支給状況調 …… 96
5　長期給付支給状況調 …… 98
6　年金種類別受給権者状況調 …… 102
7　短期経理貸借対照表 …… 108
8　同　損益計算書 …… 110
9　厚生年金保険経理貸借対照表 …… 114
10　同　損益計算書 …… 116
11　退職等年金経理貸借対照表 …… 120
12　同　損益計算書 …… 122
13　経過的長期経理貸借対照表 …… 124
14　同　損益計算書 …… 126
15　業務経理貸借対照表 …… 128

16　同　損益計算書…… 130
17　保健経理貸借対照表…… 134
18　同　損益計算書…… 136
19　医療経理貸借対照表…… 140
20　同　損益計算書…… 142
21　宿泊経理貸借対照表…… 146
22　同　損益計算書…… 150
23　住宅経理貸借対照表…… 154
24　同　損益計算書…… 156
25　貯金経理貸借対照表…… 158
26　同　損益計算書…… 160
27　貸付経理貸借対照表…… 162
28　同　損益計算書…… 164
29　物資経理貸借対照表…… 168
30　同　損益計算書…… 172
31　財形経理貸借対照表…… 176
32　同　損益計算書…… 178

統　計　表　Ｉの２（指定都市職員共済組合／都市職員共済組合／市町村職員共済組合）の組合別内訳

1　組合員数、被扶養者数及び標準報酬等に関する調…… 182
2　福祉施設に関する調…… 194
3　短期法定給付支給状況調…… 196
4　短期附加給付支給状況調…… 232
5　短期経理貸借対照表…… 240
6　同　損益計算書…… 248
7　業務経理貸借対照表…… 264
8　同　損益計算書…… 276

9　保健経理貸借対照表…… 292
10　同　損益計算書…… 308
11　宿泊経理貸借対照表…… 332
12　同　損益計算書…… 348
13　貯金経理貸借対照表…… 368
14　同　損益計算書…… 376
15　貸付経理貸借対照表…… 388
16　同　損益計算書…… 400
17　物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）…… 420
18　同　損益計算書（　同　上　）…… 428
19　財形経理貸借対照表…… 438
20　同　損益計算書…… 446

統　計　表　Ｉの３（再掲　地方公務員共済組合連合会）

1　厚生年金保険給付調整経理貸借対照表…… 462
2　同　損益計算書…… 462
3　退職等年金給付調整経理貸借対照表…… 463
4　同　損益計算書…… 463
5　経過的長期給付調整経理貸借対照表…… 464
6　同　損益計算書…… 464
7　基礎年金拠出金経理貸借対照表…… 465
8　同　損益計算書…… 465
9　厚生年金拠出金経理貸借対照表…… 466
10　同　損益計算書…… 466
11　業務経理貸借対照表…… 467
12　同　損益計算書…… 467

統　計　表　Ｉの４（再掲　全国市町村職員共済組合連合会）

1　災害給付経理貸借対照表…… 470
2　同　損益計算書…… 470

3　保健給付経理貸借対照表…… 471
4　同　損益計算書…… 471
5　厚生年金保険経理貸借対照表…… 472
6　同　損益計算書…… 472
7　退職等年金経理貸借対照表…… 473
8　同　損益計算書…… 473
9　経過的長期経理貸借対照表…… 474
10　同　損益計算書…… 474
11　業務経理貸借対照表…… 475
12　同　損益計算書…… 475
13　宿泊経理貸借対照表…… 476
14　同　損益計算書…… 476
15　団体信用生命保険経理貸借対照表…… 477
16　同　損益計算書…… 477
17　貸付債権共同保全経理貸借対照表…… 478
18　同　損益計算書…… 478
19　短期給付財政調整経理貸借対照表…… 479
20　同　損益計算書…… 479
21　短期給付特別財政調整経理貸借対照表…… 480
22　同　損益計算書…… 480
23　育児・介護休業給付経理貸借対照表…… 481
24　同　損益計算書…… 481
25　財形経理貸借対照表…… 482
26　同　損益計算書…… 482

統　計　表　Ⅱ（地方議会議員共済会）

1　議員数及び報酬に関する調…… 484
2　共済給付金支給状況調…… 484
3　年金たる共済給付金種類別受給権者状況調…… 484

4　給付経理貸借対照表……………………………………………………… 485
5　　同　　損益計算書……………………………………………………… 485
6　業務経理貸借対照表……………………………………………………… 486
7　　同　　損益計算書……………………………………………………… 486

概　　要

第１　制度の沿革

１　地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和 37 年 12 月１日に地方公務員共済組合法（昭和 39 年法律第 152 号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の相違によって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

(1)　都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和 15 年勅令第 827 号）による短期給付制度が適用されていた。

(2)　昭和 23 年７月１日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和 24 年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。

(3)　昭和 31 年地方自治法の一部が改正され、同年９月１日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和 34 年３月 31 日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

(4)　昭和33年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。

(5)　一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

(6)　町村の吏員については、昭和 18 年４月政府の指導により、都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年４月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。

(7)　昭和29年７月に市町村職員共済組合法が制定され、翌30年１月１日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。

(8)　昭和37年12月１日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあっては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があった場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた（なお、平成22年12月１日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

(9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年７月６日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月１日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

(10) 昭和 59 年４月１日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成２年４月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す

る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11)　昭和 60 年５月１日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年４月１日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12)　平成 12 年４月１日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13)　平成 16 年６月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることにより平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年４月１日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

(14)　平成 24 年８月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 26 年 12 月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた（ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成 27 年 10 月から実施することとされた。）。

また、この法律により、平成 27 年 10 月１日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成 24 年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

(15)　平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）により、退職等年金給付を設けることとされた。

(16)　令和２年６月５日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 40 号）により、令和４年 10 月１日から、地方公務員等のうち被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用することとされた。

地方公務員の退職年金制度の沿革（略表）

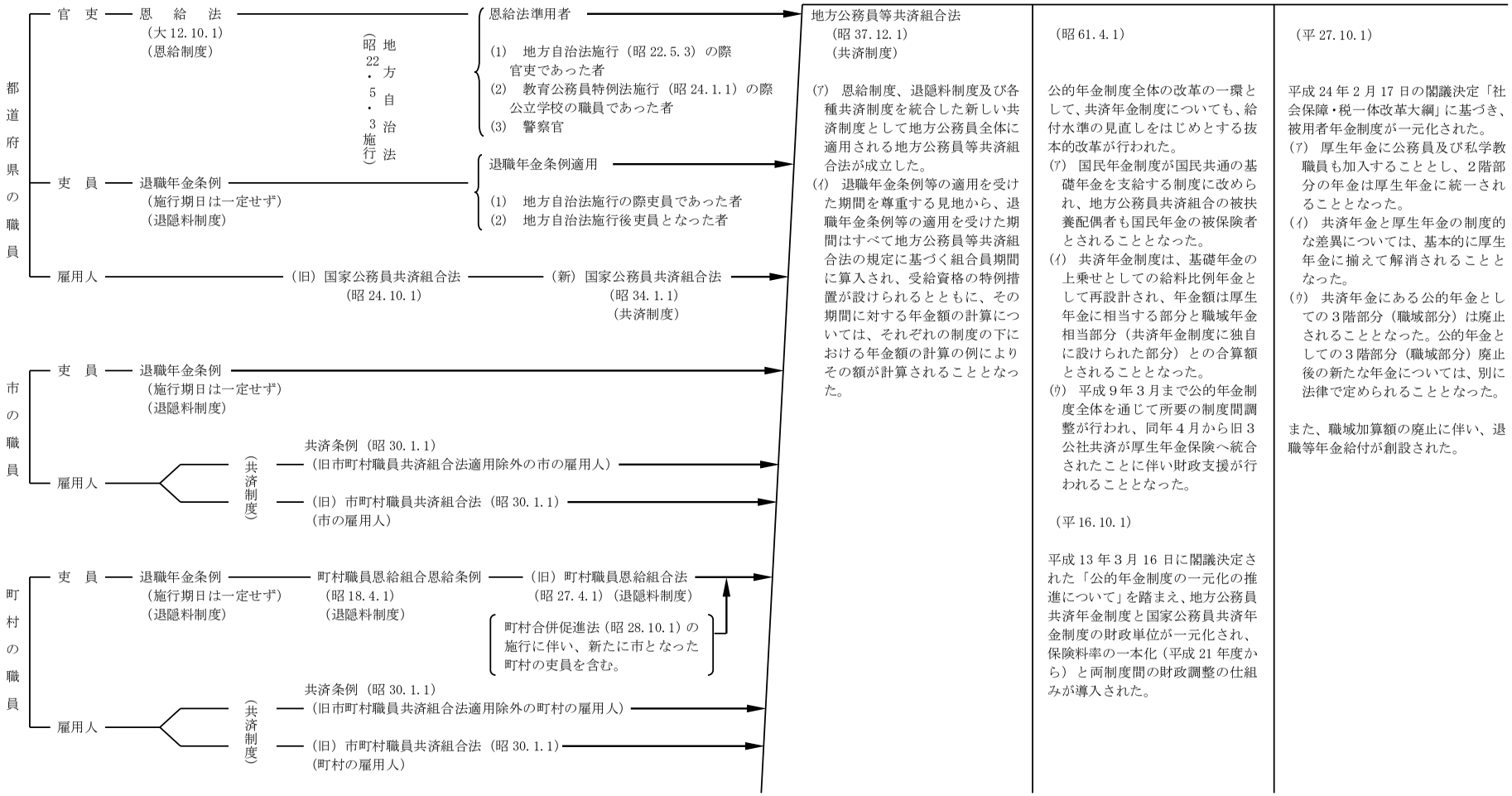

2　社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年３月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成12年2月1日
イギリス	○		平成13年2月1日
大韓民国	○		平成17年4月1日
アメリカ合衆国	○	○	平成17年10月1日
ベルギー	○	○	平成19年1月1日
フランス	○	○	平成19年6月1日
カナダ	○		平成20年3月1日
オーストラリア	○		平成21年1月1日
オランダ	○	○	平成21年3月1日
チェコ	○	○	平成21年6月1日
スペイン	○		平成22年12月1日
アイルランド	○		平成22年12月1日
ブラジル	○		平成24年3月1日
スイス	○	○	平成24年3月1日
ハンガリー	○	○	平成26年1月1日
インド	○		平成28年10月1日
ルクセンブルク	○	○	平成29年8月1日
フィリピン	○		平成30年8月1日
スロバキア	○		令和元年7月1日
中国	○		令和元年9月1日
フィンランド	○		令和4年2月1日
スウェーデン	○		令和4年6月1日
イタリア	○		令和6年4月1日
オーストラリア	○	○	令和7年12月1日

３　地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年６月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月１日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会(以下「共済会」という。)による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年４月１日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年４月１日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月１日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年６月１日をもって制度は廃止された。

第２　制度の改正等

１　制度の改正

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号)」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号)」等により、令和６年度に施行された制度の主な改正内容は次のとおりである。

（１）出産費等に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入（令和６年４月１日施行）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の改正により、後期高齢者医療制度が出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部を負担する仕組みを導入することとされ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の改正により出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部について、社会保険診療報酬支払基金が保険者に対して交付する出産育児交付金を充てることとされた。

（２）資格確認書の創設（令和６年 12 月 2 日施行）

組合員又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、組合に対し、組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面（以下「資格確認書」という。）の交付等を求めることができ、当該組合は、資格確認書の交付の求めを行った組合員に対して資格確認書を交付すること等とされた。また、資格確認書の交付等を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面等を提示することにより、組合員であることの確認を受けることができることとされた。

２　令和６年度における年金額の改定

令和５年平均の全国消費者物価指数は対前年比 3.2％となり、対前年度比名目手取り賃金変動率は 3.1％、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス 0.4％（※１）となった。

令和６年度の年金額は、令和６年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（3.1％）が物価変動率（3.2％）を下回るため、新規裁定者・既裁定者ともに、名目手取り賃金変動率（3.1％）によって改定された。また、賃金や物価の改定率がプラスの場合には、マクロ経済スライドによる調整及び、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分による調整を行うこととなっているが、令和６年度の年金額改定では繰り越された未調整分はないため、令和６年度のマクロ経済スライドによる調整（マイナス 0.4％）のみが行われることとなった。

（※１）マクロ経済スライドによるスライド調整率（マイナス 0.4％）

＝　マイナス 0.1％（公的年金被保険者総数の変動率）

＋

マイナス 0.3％（平均余命の伸び率（定率））

第３　制度の概要

１　地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1)　組　　合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。

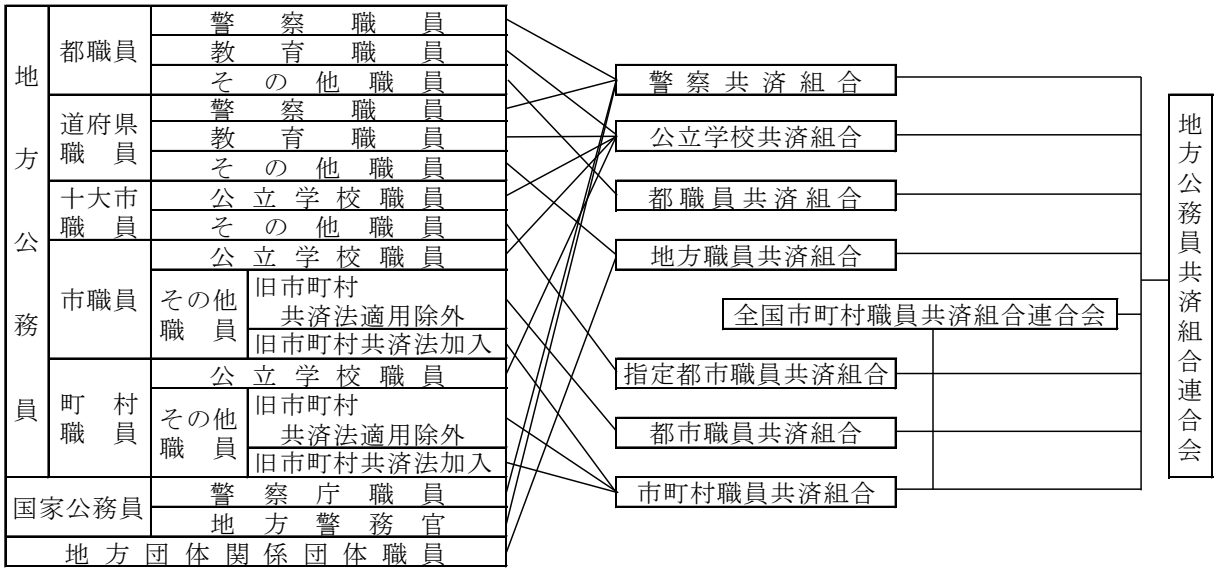

なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2)　全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア　構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払　②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て　③業務上の余裕金の管理及び運用　④その他総務省令で定める業務

イ　構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ　構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ　構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ　構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ　構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ　エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク　災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ　福祉事業を行うこと。

コ　その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成19年4月から、指定都市職員共済組合については平成27年10月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(3)　地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア　組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ　組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ　厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ　厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ　基礎年金拠出金を納付すること。

キ　退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク　国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ　その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4)　組　合　員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5)　標準報酬

標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の 22 分の１に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

ア　定時決定

毎年７月１日において、現に組合員である者の同日前３月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の９月１日から翌年の８月１日までの標準報酬とする。

イ　資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の８月 31 日（６月１日から 12 月 31 日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の８月 31 日）までの標準報酬とする。

ウ　随時改定

組合員が継続した３月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17 日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を３で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高

低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の８月 31 日（７月から 12 月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の８月 31 日）までの標準報酬とする。

エ　育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る３歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後３月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して２月を経過した日の属する月の翌月からその年の８月31日（７月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の８月31日）までの標準報酬とする。

オ　産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して２月を経過した日の属する月の翌月からその年の８月31日（７月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の８月31日）までの標準報酬とする。

カ　組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6)　標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7)　給　　付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア　短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ｱ)　法定給付には、次の 15 種類がある。

保健給付……①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
③高額療養費及び高額介護合算療養費　④出産費
⑤家族出産費　⑥埋葬料　⑦家族埋葬料

休業給付……⑧傷病手当金　⑨出産手当金　⑩休業手当金　⑪育児休業手当金　⑫介護休業手当金

災害給付……⑬弔慰金　⑭家族弔慰金　⑮災害見舞金

(ｲ)　附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ　長期給付

長期給付には、次の６種類がある。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……⑤退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

ただし、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第２条第１項第５号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）又は同項第６号若しくは第７号に掲げる者については、令和４年 10 月から長期給付は適用しないこととされている。

なお、昭和 61 年３月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年９月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(8)　福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア　組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ　組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ　組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ　組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ　組合員の需要する生活必需物資の供給

キ　その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(9)　費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が３歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。

ア　短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100 分の 12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている（当分の間、特例措置により 100 分の 6.875。）。

イ　厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の２分の１に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ　退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ　福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付事業に係る事務に要する費用を除く。）については、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体に勤務する職員に係る負担をする場合は、その費用の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を、それ以外の場合は 100 分の 67.5 を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ｱ)　短期給付

…その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(ｲ)　厚生年金保険給付

…厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされており、政府は、少なくとも５年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 100 年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ｳ)　退職等年金給付

…将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国共法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10)　継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとさ

れている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して５年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11)　任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き１年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して 20 日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後２年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(12)　地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア　法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ　国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第３条の２の２の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ　旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第３条の３の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ　旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第３条の４の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(13)　派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第 140 条第１項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(14)　地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第２項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第２条１項第１号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合

併一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の３第１項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

２　地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年４月１日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の３第１項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1)　地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

ア　地方自治法第 263 条の３第１項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方６団体がこれに該当する。）

イ　地方自治法第 263 条の２第１項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）

ウ　国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

エ　地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合

オ　地方公務員災害補償基金

カ　消防団員等公務災害補償等共済基金

キ　水害予防組合

ク　地方住宅供給公社

ケ　地方道路公社

コ　土地開発公社

サ　一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）

(2)　団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3)　給　　付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる６種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金
②障害厚生年金及び障害手当金
③遺族厚生年金

退職等年金給付……⑷退職年金
⑤公務障害年金
⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年３月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年９月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4)　福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア　団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ　団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ　団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ　団体組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ　団体組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ　団体組合員の需要する生活必需物資の供給

キ　その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款

で定めるもの

(5)　費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の２分の１に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、その費用の額に100分の40を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

３　地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）により、平成23年６月１日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1)　共　済　会

ア　制度廃止前（平成23年５月31日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

(ｱ)　都道府県の議会の議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・都道府県議会議員共済会

(ｲ)　市（特別区を含む。）の議会の議員・・・・・・・・・市議会議員共済会

(ｳ)　町村の議会の議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・町村議会議員共済会

イ　制度廃止後（平成 23 年６月１日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2)　給　　付

ア　制度廃止前（平成 23 年５月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の５種類である。

イ　制度廃止後（平成 23 年６月１日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ｱ)　制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(ｲ)　制度廃止時の現職議員に係る給付

a　在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年６月１日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80％の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b　在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80％の退職一時金を給付することとされている。

※　平成 23 年１月から５月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年１月から５月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ｳ)　退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a　退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げることとされている。

b　高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の２分の１に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(ｴ)　公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3)　費用の負担

ア　制度廃止前（平成 23 年５月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ　制度廃止後（平成 23 年６月１日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和６年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額の 100 分の 16.3、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額の 100 分の 29.3 とさ

れている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている（制度廃止後も同様)。

第４　事業の概要

Ⅰ　地方公務員共済組合の事業の概要

〔Ⅰ〕　組合及び組合員の概況

１　組合等の数

令和６年度末の組合数は、地方職員共済組合１、公立学校共済組合１、警察共済組合１、東京都職員共済組合１、指定都市職員共済組合 10、市町村職員共済組合 47 及び都市職員共済組合３の合計 64 組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合 47、公立学校共済組合 47 及び警察共済組合 49 の合計 143 支部である（第１表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会１及び全国市町村職員共済組合連合会１である。

第１表　組合数と支部数の状況

年度／組合名	令和６年度末	令和５年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1（　47）	1（　47）	－（　－）
公立学校共済組合	1（　47）	1（　47）	－（　－）
警察共済組合	1（　49）	1（　49）	－（　－）
東京都職員共済組合	1	1	－
指定都市職員共済組合	10	10	－
市町村職員共済組合	47	47	－
都市職員共済組合	3	3	－
計	64（　143）	64（　143）	－（　－）

（注）（　）内の数は、支部数である。

2　組合員数

令和６年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 3,808,804 人、長期給付適用は 2,950,708 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,524,076 人（短期給付適用者全体の 66.3％）、短期組合員 803,669 人（同 21.1％）、地方公共団体の長である組合員 1,784 人（同 0.0％）、特定消防組合員 155,083 人（同 4.1％）、後期高齢者等短期組合員 6,364 人（同 0.2％）、船員一般組合員 1,856 人（同 0.0％）、船員短期組合員 185 人（同 0.0％）、特定警察組合員 251,881 人（同 6.6％）及び任意継続組合員 63,906 人（同 1.7％）である。長期給付適用は、一般組合員 2,524,139 人（長期給付適用者全体の 85.5％）、地方公共団体の長である組合員 1,784 人（同 0.1％）、特定消防組合員 155,083 人（同 5.3％）、長期組合員 14,867 人（同 0.5％）、船員一般組合員 1,856 人（同 0.1％）、継続長期組合員 1,098 人（同 0.0％）及び特定警察組合員 251,881 人（同 8.5％）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 43,782 人増加（1.2％増）しており、その内訳は、一般組合員 9,704 人増、短期組合員 21,720 人増、地方公共団体の長である組合員は増減無し、特定消防組合員 1,185 人増、後期高齢者等短期組合員 1,673 人増、船員一般組合員 2 人減、船員短期組合員 1 人減、特定警察組合員 73 人減及び任意継続組合員 9,576 人増となっている。長期給付適用は総数で 11,002 人増加（0.4％増）しており、その内訳は、一般組合員 9,719 人増、地方公共団体の長である組合員は増減無し、特定消防組合員 1,185 人増、長期組合員 277 人増、船員一般組合員 2 人減、継続長期組合員 104 人減及び特定警察組合員 73 人減となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,943,614 人（短期給付適用者全体の 51.0％）、女子組合員 1,865,190 人（同 49.0％）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 5,674 人増加、女子組合員は 38,108 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,677,158 人（長期給付適用者全体の 56.8％）、女子組合員 1,273,550 人（同 43.2％）であり、前年度と比較すると男子組合員が 3,091 人減少、女子組合員は 14,093 人増加している（第２表その（一）参照）。

第２表　組合員数の状況

その(一)　組合員種別

（短期給付適用）

区分		令和６年度末		令和５年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一般組合員	男	1,294,623	34.0	1,297,594	34.5	△ 2,971	△ 0.2
	女	1,229,453	32.3	1,216,778	32.3	12,675	1.0
	計	2,524,076	66.3	2,514,372	66.8	9,704	0.4
短期組合員	男	229,495	6.0	228,620	6.1	875	0.4
	女	574,174	15.1	553,329	14.7	20,845	3.8
	計	803,669	21.1	781,949	20.8	21,720	2.8
地方公共団体の長である組合員	男	1,714	0.0	1,725	0.0	△ 11	△ 0.6
	女	70	0.0	59	0.0	11	18.6
	計	1,784	0.0	1,784	0.0	0	0.0
特定消防組合員	男	149,189	3.9	148,252	3.9	937	0.6
	女	5,894	0.2	5,646	0.1	248	4.4
	計	155,083	4.1	153,898	4.1	1,185	0.8
後期高齢者等短期組合員	男	4,496	0.1	3,345	0.1	1,151	34.4
	女	1,868	0.0	1,346	0.0	522	38.8
	計	6,364	0.2	4,691	0.1	1,673	35.7
船員一般組合員	男	1,825	0.0	1,832	0.0	△ 7	△ 0.4
	女	31	0.0	26	0.0	5	19.2
	計	1,856	0.0	1,858	0.0	△ 2	△ 0.1
船員短期組合員	男	181	0.0	181	0.0	0	0.0
	女	4	0.0	5	0.0	△ 1	△ 20.0
	計	185	0.0	186	0.0	△ 1	△ 0.5
特定警察組合員	男	221,124	5.8	222,140	5.9	△ 1,016	△ 0.5
	女	30,757	0.8	29,814	0.8	943	3.2
	計	251,881	6.6	251,954	6.7	△ 73	△ 0.0
任意継続組合員	男	40,967	1.1	34,251	0.9	6,716	19.6
	女	22,939	0.6	20,079	0.5	2,860	14.2
	計	63,906	1.7	54,330	1.4	9,576	17.6
合計	男	1,943,614	51.0	1,937,940	51.5	5,674	0.3
	女	1,865,190	49.0	1,827,082	48.5	38,108	2.1
	計	3,808,804	100.0	3,765,022	100.0	43,782	1.2

（長期給付適用）

区分		令和６年度末		令和５年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一般組合員	男	1,294,679	43.9	1,297,639	44.1	△ 2,960	△ 0.2
	女	1,229,460	41.7	1,216,781	41.4	12,679	1.0
	計	2,524,139	85.5	2,514,420	85.5	9,719	0.4
地方公共団体の長である組合員	男	1,714	0.1	1,725	0.1	△ 11	△ 0.6
	女	70	0.0	59	0.0	11	18.6
	計	1,784	0.1	1,784	0.1	0	0.0
特定消防組合員	男	149,189	5.1	148,252	5.0	937	0.6
	女	5,894	0.2	5,646	0.2	248	4.4
	計	155,083	5.3	153,898	5.2	1,185	0.8
長期組合員	男	7,629	0.3	7,554	0.3	75	1.0
	女	7,238	0.2	7,036	0.2	202	2.9
	計	14,867	0.5	14,590	0.5	277	1.9
船員一般組合員	男	1,825	0.1	1,832	0.1	△ 7	△ 0.4
	女	31	0.0	26	0.0	5	19.2
	計	1,856	0.1	1,858	0.1	△ 2	△ 0.1
継続長期組合員	男	998	0.0	1,107	0.0	△ 109	△ 9.8
	女	100	0.0	95	0.0	5	5.3
	計	1,098	0.0	1,202	0.0	△ 104	△ 8.7
特定警察組合員	男	221,124	7.5	222,140	7.6	△ 1,016	△ 0.5
	女	30,757	1.0	29,814	1.0	943	3.2
	計	251,881	8.5	251,954	8.6	△ 73	△ 0.0
合計	男	1,677,158	56.8	1,680,249	57.2	△ 3,091	△ 0.2
	女	1,273,550	43.2	1,259,457	42.8	14,093	1.1
	計	2,950,708	100.0	2,939,706	100.0	11,002	0.4

（注）組合員の種別は次のとおりである。

1 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。

2 「短期組合員」とは、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員である。

3 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市区町村長である組合員である。

4 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員（消防吏員にあっては消防司令以下、常勤の消防団員にあっては副団長以下の階級である者。）である組合員をいう。

5 「後期高齢者等短期組合員」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者である短期組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で高確法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない短期組合員である。

6 「長期組合員」とは、高確法第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で高確法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員並びに法第144条の3に規定する団体組合員をいう。

7 「船員一般組合員」とは、船員保険法第2条第1項の規定による船員保険の被保険者である組合員である。

8 「船員短期組合員」とは、船員保険の被保険者である短期組合員である。

9 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる組合員である。

10 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。

11 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その（二）　組合別

（短期給付適用）

組合名	区分	令和6年度末 組合員数	令和6年度末 割合	令和5年度末 組合員数	令和5年度末 割合	増減 組合員数	増減 伸び率
		人	%	人	%	人	%
地方職員共済組合	男	212,939	54.2	213,035	54.6	△ 96	△ 0.0
	女	180,068	45.8	176,849	45.4	3,219	1.8
	計	393,007	100.0	389,884	100.0	3,123	0.8
公立学校共済組合	男	530,779	44.5	529,650	44.8	1,129	0.2
	女	661,301	55.5	652,147	55.2	9,154	1.4
	計	1,192,080	100.0	1,181,797	100.0	10,283	0.9
警察共済組合	男	261,559	83.4	262,434	83.8	△ 875	△ 0.3
	女	52,180	16.6	50,885	16.2	1,295	2.5
	計	313,739	100.0	313,319	100.0	420	0.1
東京都職員共済組合	男	88,012	52.2	86,731	52.6	1,281	1.5
	女	80,446	47.8	78,296	47.4	2,150	2.7
	計	168,458	100.0	165,027	100.0	3,431	2.1
指定都市職員共済組合	男	119,079	56.2	118,904	56.8	175	0.1
	女	92,744	43.8	90,577	43.2	2,167	2.4
	計	211,823	100.0	209,481	100.0	2,342	1.1
市町村職員共済組合	男	695,622	48.0	691,819	48.4	3,803	0.5
	女	754,895	52.0	736,718	51.6	18,177	2.5
	計	1,450,517	100.0	1,428,537	100.0	21,980	1.5
都市職員共済組合	男	35,624	45.0	35,367	45.9	257	0.7
	女	43,556	55.0	41,610	54.1	1,946	4.7
	計	79,180	100.0	76,977	100.0	2,203	2.9
合計	男	1,943,614	51.0	1,937,940	51.5	5,674	0.3
	女	1,865,190	49.0	1,827,082	48.5	38,108	2.1
	計	3,808,804	100.0	3,765,022	100.0	43,782	1.2

（長期給付適用）

組合名	区分	令和6年度末 組合員数	令和6年度末 割合	令和5年度末 組合員数	令和5年度末 割合	増減 組合員数	増減 伸び率
		人	%	人	%	人	%
地方職員共済組合	男	192,116	57.8	193,233	58.5	△ 1,117	△ 0.6
	女	140,155	42.2	137,256	41.5	2,899	2.1
	計	332,271	100.0	330,489	100.0	1,782	0.5
公立学校共済組合	男	446,768	46.6	447,844	46.8	△ 1,076	△ 0.2
	女	512,046	53.4	508,836	53.2	3,210	0.6
	計	958,814	100.0	956,680	100.0	2,134	0.2
警察共済組合	男	247,247	83.8	248,471	84.2	△ 1,224	△ 0.5
	女	47,717	16.2	46,571	15.8	1,146	2.5
	計	294,964	100.0	295,042	100.0	△ 78	△ 0.0
東京都職員共済組合	男	77,126	58.5	76,354	58.7	772	1.0
	女	54,764	41.5	53,773	41.3	991	1.8
	計	131,890	100.0	130,127	100.0	1,763	1.4
全国市町村職員共済組合連合会	男	713,901	57.9	714,347	58.2	△ 446	△ 0.1
	女	518,868	42.1	513,021	41.8	5,847	1.1
	計	1,232,769	100.0	1,227,368	100.0	5,401	0.4
合計	男	1,677,158	56.8	1,680,249	57.2	△ 3,091	△ 0.2
	女	1,273,550	43.2	1,259,457	42.8	14,093	1.1
	計	2,950,708	100.0	2,939,706	100.0	11,002	0.4

（注）地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3　被扶養者数

令和６年度末現在の被扶養者数は 2,622,629 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 42,158 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 3,808,804 人）１人当たりの被扶養者数は 0.69 人で、前年と比較すると 0.02 人減少している。

組合員１人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.24 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.57 人である（第３表参照）。

第３表　被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分／組合名	令和６年度末		令和５年度末		増減		
	被扶養者数	組合員１人当たり	被扶養者数	組合員１人当たり	被扶養者数	伸び率	組合員１人当たり
	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	267,978	0.68	276,091	0.71	△ 8,113	△ 2.9	△ 0.03
公立学校共済組合	730,993	0.61	738,175	0.62	△ 7,182	△ 1.0	△ 0.01
警察共済組合	390,018	1.24	393,730	1.26	△ 3,712	△ 0.9	△ 0.02
東京都職員共済組合	96,698	0.57	97,754	0.59	△ 1,056	△ 1.1	△ 0.02
指定都市職員共済組合	151,794	0.72	154,771	0.74	△ 2,977	△ 1.9	△ 0.02
市町村職員共済組合	936,314	0.65	954,659	0.67	△ 18,345	△ 1.9	△ 0.02
都市職員共済組合	48,834	0.62	49,607	0.64	△ 773	△ 1.6	△ 0.02
合計	2,622,629	0.69	2,664,787	0.71	△ 42,158	△ 1.6	△ 0.02

4　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

令和６年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が１兆 4,281 億円、長期給付適用が１兆 2,291 億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が 302 億円（2.2％）増、長期給付適用が 183 億円（1.5％）増となっている。これを組合員１人当たりの標準報酬の月額でみると、短期給付適用 374,956 円、長期給付適用が 416,540 円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が 3,661 円（1.0％）増、長期給付適用が 4,656 円（1.1％）増となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が５兆 5,790 億円、長期給付適用が４兆 9,909 億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると 2,980 億円（6.3％）増となっている。これを組合員１人当たりの標準期末手当等の額でみると、短期給付適用が 1,464,760 円、長期給付適用が 1,691,439 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 95,038 円（6.0％）増となっている（第４表参照）。

第４表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

その（一）　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

（短期給付適用）

区分 / 組合名	令和６年度末		令和５年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	155,812,592	577,009,931	152,507,774	526,170,520	3,304,818	2.2	50,839,411	9.7
公立学校共済組合	464,611,708	1,919,495,918	455,663,832	1,779,871,140	8,947,876	2.0	139,624,778	7.8
警察共済組合	148,771,424	543,432,555	145,836,592	509,002,376	2,934,832	2.0	34,430,179	6.8
東京都職員共済組合	66,906,148	268,449,942	66,810,148	237,368,286	96,000	0.1	31,081,656	13.1
指定都市職員共済組合	84,473,608	321,030,739	82,668,560	292,752,848	1,805,048	2.2	28,277,891	9.7
市町村職員共済組合	479,540,436	1,848,345,169	467,259,228	1,620,100,563	12,281,208	2.6	228,244,606	14.1
都市職員共済組合	28,018,210	101,220,401	27,186,452	88,553,213	831,758	3.1	12,667,188	14.3
合計	1,428,134,126	5,578,984,655	1,397,932,586	5,053,818,946	30,201,540	2.2	525,165,709	10.4

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

（長期給付適用）

区分 / 組合名	令和６年度末		令和５年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	140,224,610	546,954,296	137,766,914	516,284,212	2,457,696	1.8	30,670,084	5.9
公立学校共済組合	401,369,390	1,714,179,101	395,525,958	1,618,427,370	5,843,432	1.5	95,751,731	5.9
警察共済組合	143,631,998	530,602,997	140,965,240	501,752,997	2,666,758	1.9	28,850,000	5.7
東京都職員共済組合	57,856,880	237,683,684	58,122,332	221,221,198	△ 265,452	△ 0.5	16,462,486	7.4
全国市町村職員共済組合連合会	486,004,876	1,961,521,445	478,435,982	1,835,262,125	7,568,894	1.6	126,259,320	6.9
合計	1,229,087,754	4,990,941,523	1,210,816,426	4,692,947,902	18,271,328	1.5	297,993,621	6.3

（注）1　地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。
　　2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二）　組合員１人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

（短期給付適用）

区分 / 組合名	令和6年度末		令和5年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	396,463	1,468,193	391,162	1,349,557	5,301	1.4	118,636	8.8
公立学校共済組合	389,749	1,610,207	385,569	1,506,072	4,180	1.1	104,135	6.9
警察共済組合	474,188	1,732,117	465,457	1,624,550	8,731	1.9	107,567	6.6
東京都職員共済組合	397,168	1,593,572	404,844	1,438,360	△ 7,676	△ 1.9	155,212	10.8
指定都市職員共済組合	398,793	1,515,561	394,635	1,397,515	4,158	1.1	118,046	8.4
市町村職員共済組合	330,600	1,274,266	327,089	1,134,098	3,510	1.1	140,169	12.4
都市職員共済組合	353,855	1,278,358	353,176	1,150,385	678	0.2	127,973	11.1
合計	374,956	1,464,760	371,295	1,342,308	3,661	1.0	122,452	9.1

（長期給付適用）

区分 / 組合名	令和6年度末		令和5年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	422,019	1,646,109	416,858	1,562,183	5,161	1.2	83,926	5.4
公立学校共済組合	418,610	1,787,812	413,436	1,691,712	5,174	1.3	96,100	5.7
警察共済組合	486,948	1,798,874	477,780	1,700,615	9,167	1.9	98,258	5.8
東京都職員共済組合	438,675	1,802,136	446,659	1,700,041	△ 7,983	△ 1.8	102,095	6.0
全国市町村職員共済組合連合会	394,238	1,591,151	389,806	1,495,283	4,432	1.1	95,868	6.4
合計	416,540	1,691,439	411,884	1,596,400	4,656	1.1	95,038	6.0

（注）地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

〔Ⅱ〕　短期給付の概況

1　収支の状況

令和６年度の短期経理の収支は組合全体で、収入２兆 7,041 億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出２兆 6,323 億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引 719 億円の黒字決算となっている。なお、令和５年度は 729 億円の赤字決算であった（第５表その（一）参照)。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が 87.5%（前年度 88.0%)、出産育児交付金が 0.1%（同 実績無し)、利息及び配当金が 0.0%（同 0.0%)、その他の収入が 5.2%（同 5.5%)、前年度繰越支払準備金が 7.2%（同 6.5%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では 2,205 億円（8.9%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金 1,817 億円（8.3%）増、利息及び配当金６億円（266.3%）増、その他の収入 35 億円（2.6%）増、前年度繰越支払準備金 332 億円（20.5%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が 40.6%(前年度 40.9%)、休業給付が 5.9%（同 5.8%)、災害給付が 0.0%（同 0.0%)、附加給付が 0.4%（同 0.4%)、退職者給付拠出金が 0.0%（同 0.0%)、前期高齢者納付金が 12.3%（同 12.8%)、後期高齢者支援金が 18.4%（同 18.0%)、その他の支出が 14.7%（同 14.5%)、次年度繰越支払準備金が 7.6%（同 7.6%）となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 758 億円 (3.0%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 242 億円（2.3%）増、休業給付が 91 億円 (6.2%) 増、災害給付が５億円 (123.4%) 増、附加給付が 490 万円 (0.1%) 増、退職者給付拠出金が 361 万円（62.0%）減、前期高齢者納付金が 26 億円（0.8%）減、後期高齢者支援金が 238 億円（5.2%）増、その他の支出が 154 億円（4.2%）増である（第５表その（二）参照)。

また、組合員１人当たりの掛金及び負担金の年間収入額（年度末組合員で年間収入額を除して得た額）は、前年度 580,178 円に対し、本年度は 621,227 円（前年度と比較して 7.1%増）である（第５表その（三）参照)。

第５表　短期経理の収支状況

その（一）　組合別収支状況

区分 / 組合名	収入（A）			
	令和６年度	令和５年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	275,353,842	246,252,436	29,101,406	11.8
公立学校共済組合	818,105,631	782,946,365	35,159,265	4.5
警察共済組合	252,078,289	230,146,387	21,931,903	9.5
東京都職員共済組合	110,319,175	95,280,324	15,038,850	15.8
全国市町村職員共済組合連合会	68,476,898	62,728,147	5,748,751	9.2
指定都市職員共済組合	166,052,391	148,366,993	17,685,398	11.9
市町村職員共済組合	961,225,433	870,481,913	90,743,520	10.4
都市職員共済組合	52,513,535	47,400,270	5,113,265	10.8
合計	2,704,125,193	2,483,602,835	220,522,358	8.9

（注）1　収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
　　2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二）　費用別収支状況

区分 / 費目	収入（A）					
	令和６年度		令和５年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	1,182,997,601	43.7	1,084,432,037	43.7	98,565,564	9.1
掛金	1,159,607,453	42.9	1,077,986,770	43.4	81,620,683	7.6
任意継続掛金	23,525,196	0.9	21,965,017	0.9	1,560,180	7.1
出産育児交付金	1,370,541	0.1	－	－	－	－
利息及び配当金	868,436	0.0	237,094	0.0	631,343	266.3
その他	140,785,263	5.2	137,241,253	5.5	3,544,010	2.6
小計	2,509,154,489	92.8	2,321,862,170	93.5	187,292,320	8.1
前年度繰越支払準備金	194,970,704	7.2	161,740,666	6.5	33,230,038	20.5
合計	2,704,125,193	100.0	2,483,602,835	100.0	220,522,358	8.9

（注）1　収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
　　2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支　　出　　（B）				過不足額（A）－（B）	
令和６年度	令和５年度	増　　減	増減率	令和６年度	令和５年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
265,677,666	258,702,549	6,975,118	2.7	9,676,176	△ 12,450,112
788,183,798	778,148,387	10,035,411	1.3	29,921,833	4,797,979
262,543,262	245,029,115	17,514,147	7.1	△ 10,464,973	△ 14,882,728
117,605,557	109,455,832	8,149,725	7.4	△ 7,286,382	△ 14,175,507
63,756,256	60,478,321	3,277,935	5.4	4,720,642	2,249,826
161,751,088	152,406,857	9,344,232	6.1	4,301,303	△ 4,039,864
920,191,878	903,099,479	17,092,399	1.9	41,033,554	△ 32,617,566
52,559,779	49,163,377	3,396,402	6.9	△ 46,245	△ 1,763,107
2,632,269,285	2,556,483,916	75,785,369	3.0	71,855,909	△ 72,881,081

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

区分／費目	支出（B）						差引額 (A)-(B)
	令和６年度		令和５年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円
保健給付	1,069,974,809	40.6	1,045,726,860	40.9	24,247,949	2.3	
休業給付	156,451,282	5.9	147,374,268	5.8	9,077,015	6.2	令和６年度
災害給付	986,943	0.0	441,732	0.0	545,211	123.4	71,855,909
附加給付	9,341,350	0.4	9,336,446	0.4	4,904	0.1	令和５年度
退職者給付拠出金	2,216	0.0	5,827	0.0	△ 3,611	△ 62.0	△ 72,881,081
前期高齢者納付金	323,564,101	12.3	326,186,623	12.8	△ 2,622,522	△ 0.8	
後期高齢者支援金	485,145,663	18.4	461,315,184	18.0	23,830,479	5.2	
その他	386,555,541	14.7	371,125,669	14.5	15,429,872	4.2	
小計	2,432,021,905	92.4	2,361,513,212	92.4	70,508,693	3.0	
次年度繰越支払準備金	200,247,380	7.6	194,970,704	7.6	5,276,676	2.7	
合計	2,632,269,285	100.0	2,556,483,916	100.0	75,785,369	3.0	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三）　組合員１人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 / 組合名	令和６年度		令和５年度		増		減	
	掛金＋負担金	１人当たりの額	掛金＋負担金	１人当たりの額	掛金＋負担金	増減率	１人当たりの額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	254,087,422	646,521	228,760,760	586,741	25,326,662	11.1	59,780	10.2
公立学校共済組合	752,736,017	631,448	725,729,807	614,090	27,006,211	3.7	17,358	2.8
警察共済組合	228,877,676	729,516	204,435,530	652,484	24,442,146	12.0	77,032	11.8
東京都職員共済組合	100,988,311	599,487	87,398,416	529,601	13,589,896	15.5	69,886	13.2
指定都市職員共済組合	146,249,955	690,435	131,078,702	625,731	15,171,252	11.6	64,704	10.3
市町村職員共済組合	837,720,548	577,532	766,347,355	536,456	71,373,193	9.3	41,076	7.7
都市職員共済組合	45,470,320	574,265	40,633,253	527,862	4,837,067	11.9	46,403	8.8
合計	2,366,130,250	621,227	2,184,383,823	580,178	181,746,426	8.3	41,049	7.1

（注）1　掛金＋負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。
2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

2　短期財源率の状況

令和６年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第６表のとおりである。

第６表　短期財源率の状況

その（一）　市町村職員共済組合以外の組合

（単位：‰）

組合名＼区分	短期財源率 掛金率	短期財源率 負担金率	短期財源率 計	介護財源率	福祉財源率	組合名＼区分	短期財源率 掛金率	短期財源率 負担金率	短期財源率 計	介護財源率	福祉財源率
地方職員共済組合	47.98	47.98	95.96	16.66	2.76	大阪市職員共済組合	50.98	50.98	101.96	17.70	1.60
公立学校共済組合	46.60	46.60	93.20	15.92	2.82	神戸市職員共済組合	51.50	51.50	103.00	17.80	3.00
警察共済組合	44.89	44.89	89.78	17.36	2.64	広島市職員共済組合	52.91	52.91	105.82	16.80	4.20
東京都職員共済組合	41.80	41.80	83.60	18.64	3.52	北九州市職員共済組合	46.60	46.60	93.20	17.90	3.24
札幌市職員共済組合	53.07	53.07	106.14	16.18	2.74	福岡市職員共済組合	53.80	53.80	107.60	17.00	2.40
川崎市職員共済組合	53.20	53.20	106.40	18.00	3.00	北海道都市職員共済組合	53.90	53.90	107.80	17.20	5.86
横浜市職員共済組合	48.50	48.50	97.00	16.60	2.60	仙台市職員共済組合	49.00	49.00	98.00	17.40	3.00
名古屋市職員共済組合	47.00	47.00	94.00	17.00	3.50	愛知県都市職員共済組合	44.80	44.80	89.60	17.60	4.52
京都市職員共済組合	53.00	53.00	106.00	17.60	3.08						

その（二）　市町村職員共済組合

（単位：‰）

組合名＼区分	短期財源率 掛金率	短期財源率 負担金率	短期財源率 計	介護財源率	福祉財源率	組合名＼区分	短期財源率 掛金率	短期財源率 負担金率	短期財源率 計	介護財源率	福祉財源率
北海道	50.83	50.83	101.66	16.14	3.44	滋賀県	48.50	48.50	97.00	16.70	3.28
青森県	52.82	52.82	105.64	16.64	2.92	京都府	50.65	50.65	101.30	16.40	4.72
岩手県	51.50	51.50	103.00	16.40	2.70	大阪府	52.90	52.90	105.80	17.00	3.20
宮城県	48.40	48.40	96.80	16.88	3.20	兵庫県	50.80	50.80	101.60	17.00	3.48
秋田県	53.02	53.02	106.04	17.12	2.95	奈良県	56.50	56.50	113.00	15.72	3.80
山形県	48.50	48.50	97.00	17.40	3.76	和歌山県	53.00	53.00	106.00	17.40	4.00
福島県	52.00	52.00	104.00	17.00	3.12	鳥取県	53.50	53.50	107.00	16.72	5.80
茨城県	49.40	49.40	98.80	17.00	4.20	島根県	52.56	52.56	105.12	16.80	4.00
栃木県	51.50	51.50	103.00	17.20	4.24	岡山県	47.50	47.50	95.00	17.20	4.00
群馬県	47.50	47.50	95.00	16.60	3.66	広島県	50.40	50.40	100.80	17.64	2.40
埼玉県	47.80	47.80	95.60	17.42	4.00	山口県	51.50	51.50	103.00	17.00	4.00
千葉県	48.40	48.40	96.80	16.80	4.40	徳島県	53.03	53.03	106.06	16.76	4.60
東京都	50.00	50.00	100.00	17.16	4.80	香川県	51.00	51.00	102.00	17.40	4.80
神奈川県	48.00	48.00	96.00	17.50	3.44	愛媛県	53.03	53.03	106.06	17.00	4.00
新潟県	47.00	47.00	94.00	18.00	4.80	高知県	60.73	60.73	121.46	16.80	4.20
富山県	44.11	44.11	88.22	17.80	3.40	福岡県	58.81	58.81	117.62	17.22	3.00
石川県	48.50	48.50	97.00	17.00	4.32	佐賀県	59.66	59.66	119.32	16.48	2.40
福井県	52.00	52.00	104.00	17.50	4.24	長崎県	54.83	54.83	109.66	17.20	3.00
山梨県	52.00	52.00	104.00	16.88	3.60	熊本県	54.95	54.95	109.90	16.76	3.02
長野県	49.00	49.00	98.00	17.10	3.80	大分県	55.30	55.30	110.60	17.16	4.00
岐阜県	54.00	54.00	108.00	16.50	3.56	宮崎県	52.50	52.50	105.00	17.16	4.30
静岡県	47.50	47.50	95.00	18.00	3.60	鹿児島県	59.98	59.98	119.96	16.80	2.41
愛知県	48.60	48.60	97.20	17.80	3.76	沖縄県	65.83	65.83	131.66	16.78	3.78
三重県	49.50	49.50	99.00	16.54	3.00	平均	51.90	51.90	103.80	17.01	3.73

3　給付の状況

(1)　給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第７表及び第８表のとおりである。

(2)　受診率等の状況

令和６年度の組合別受診率、１件当たりの金額及び１人当たりの金額は、第９表のとおりであるが、受診率については平均 16.92 件（前年度と比較して 0.18 件増）、１件当たりの金額については平均 12,727 円（同 0.4％減）、１人当たりの金額については平均 269,381 円（同 1.2％増）となっている。

(3)　掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、51.9％（前年度 54.6％）となっている。これを組合別にみると、都市職員共済組合が 55.3％で最も高く、警察共済組合が 48.4％で最も低くなっている（第 10 表参照）。

(4)　給付実績

令和６年度の給付実績は、法定給付件数が 9,843 万件（ほかに附加給付 25 万件）、法定給付額が１兆 2,274 億円（ほかに附加給付額 93 億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は１兆 700 億円（法定給付全体の 87.2％）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が１兆 323 億円（同 84.1％）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が 377 億円（同 3.1％）である。また、休業給付は 1,565 億円（同 12.8％）、災害給付は 10 億円（同 0.1％）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付 242 億円（対前年度比 2.3％）増、休業給付 91 億円（同 6.2％）増、災害給付５億円（同 123.4％）増となっている（第 11 表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付 80 億円、休業給付 14 億円、合計 93 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 490 万円（同 0.1％）増加している。これを給付別にみると、保健給付２億円（同 2.8％）減、休業給付２億円（同 21.2％）増となっている（第 12 表参照）。

第７表　法定給付の内容

（令和６年度末現在）

種　類	内　容
療養の給付	○　公務によらない病気、負傷 1　診察 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処置、手術その他の治療 4　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
入院時食事療養費	○　保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○　基準額から標準負担額（1食につき490円）を控除した額
入院時生活療養費	○　特定長期入院組合員（65歳以上の療養病床入院患者）が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○　基準額から生活療養標準負担額（1日につき1,840円）を控除した額
保険外併用療養費	○　保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
療養費	○　やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
訪問看護療養費	○　指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
移送費	○　療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○　移送に要した費用
家族療養費	○　被扶養者が療養を受けた場合 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
家族訪問看護療養費	○　被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○　療養に要する費用の100分の70（※）
家族移送費	○　被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○　移送に要した費用
高額療養費	○　療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 （70歳未満の者の高額療養費算定基準額） ア　組合員が市町村民税非課税者等である場合　35,400円 イ　標準報酬の月額が280,000円未満の組合員及びその被扶養者　57,600円 ウ　標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組合員及びその被扶養者　80,100円＋（医療費－267,000円）×1% エ　標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者　167,400円＋（医療費－558,000円）×1% オ　標準報酬の月額が830,000円以上の組合員及びその被扶養者　252,600円＋（医療費－842,000円）×1%
高額介護合算療養費	○　医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出産費	○　組合員が出産したとき ○　488,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は12,000円を加算）
家族出産費	○　被扶養者が出産したとき ○　488,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は12,000円を加算）
埋葬料	○　組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○　50,000円
家族埋葬料	○　被扶養者が死亡したとき ○　50,000円
傷病手当金	○　公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合（1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年） ○　1日につき標準報酬の日額の3分の2
出産手当金	○　組合員が出産したとき ○　出産の日以前42日（ただし、多胎妊娠にあっては98日）以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○　1日につき標準報酬の日額の3分の2
休業手当金	○　被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○　所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50
育児休業手当金	○　組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき（原則子が1歳に達するまで。最長で子が2歳に達する日まで支給可能。） ○　1日につき標準報酬の日額の100分の50（育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67）
介護休業手当金	○　組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき（支給期間は通算して最長66日を越えない期間） ○　1日につき標準報酬の日額の100分の40（当分の間100分の67）
弔慰金	○　組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○　標準報酬の月額
家族弔慰金	○　被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○　標準報酬の月額の100分の70
災害見舞金	○　非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○　損害の程度に応じ標準報酬の月額の0.5月分～3月分

（注）※70歳以上75歳未満の者については、100分の80（現役並み所得者100分の70）、義務教育就学前の子については、100分の80

第８表　附加給付の内容

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

（令和６年度末現在）

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族出産費	埋葬料	家族埋葬料	傷病手当金
地方職員	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき30,000円	1件につき30,000円	－	－	1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間経過後６月間
公立学校	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切捨て	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満の端数は切捨て	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満の端数は切捨て	1件につき50,000円	1件につき50,000円	1件につき25,000円	1件につき25,000円	同上
警察	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	第１子30,000円 第２子60,000円 第３子以降100,000円	第１子30,000円 第２子60,000円 第３子以降100,000円	1件につき50,000円	1件につき50,000円	同上
東京都職員	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切り捨て、100円未満は不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満は不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切り捨て、100円未満は不支給	1件につき50,000円	1件につき50,000円	同上	同上	同上
札幌市職員	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	－	－	－	－	－
川崎市職員	同上	同上	同上	1件につき20,000円	1件につき20,000円	1件につき50,000円	1件につき50,000円	1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間経過後６月間
横浜市職員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	－
名古屋市職員	同上	同上	同上	1件につき10,000円	1件につき10,000円	同上	同上	1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間経過後６月間
京都市職員	同上	同上	同上	1件につき20,000円	1件につき20,000円	同上	同上	－
大阪市職員	同上	同上	同上	－	－	－	－	－
神戸市職員	同上	同上	同上	1件につき20,000円	1件につき20,000円	1件につき50,000円	1件につき50,000円	1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間経過後６月間
広島市職員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北九州市職員	同上	同上	同上	同上	同上	1件につき20,000円	1件につき20,000円	－
福岡市職員	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 1,000円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 1,000円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき10,000円	1件につき10,000円	1件につき50,000円	1件につき50,000円	1日につき標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間経過後６月間
北海道都市職員	同上	同上	同上	－	－	1件につき30,000円	1件につき30,000円	－
仙台市職員	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1 ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給	自己負担額－25,000円※1（合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円※2） ※1 上位所得者の場合は50,000円 ※2 上位所得者の場合は100,000円 ※3 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	－	－	1件につき50,000円	1件につき50,000円	－
愛知県都市職員	同上	同上	同上	1件につき20,000円	1件につき20,000円	同上	同上	－

その（二）市町村職員共済組合

（令和６年度末現在）

区分／都道府県名	法定給付総額①	附加給付総額②	割合②/①	家族療養費基礎控除		家族訪問看護療養費基礎控除		一部負担金払戻金基礎控除		出産費	家族出産費	埋葬料	家族埋葬料	傷病手当金
				一般	上位	一般	上位	一般	上位					
	千円	千円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	月
北海道	17,085,859	90,373	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
青森	7,860,276	36,061	0.46	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
岩手	6,051,953	24,697	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
宮城	7,529,443	26,331	0.35	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
秋田	6,277,405	25,370	0.40	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	20,000	20,000	－
山形	6,831,648	30,151	0.44	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	30,000	－
福島	9,765,517	37,229	0.38	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
茨城	10,285,070	53,666	0.52	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	－
栃木	7,252,735	24,768	0.34	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
群馬	8,496,387	40,907	0.48	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	10,000	10,000	50,000	50,000	－
埼玉	24,778,263	168,473	0.68	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	－
千葉	23,732,615	183,158	0.77	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
東京	14,460,035	65,051	0.45	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	－
神奈川	14,071,201	62,889	0.45	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	5,000	5,000	50,000	50,000	－
新潟	11,038,128	36,178	0.33	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
富山	5,124,267	14,861	0.29	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
石川	6,193,869	19,689	0.32	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
福井	4,138,702	13,291	0.32	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
山梨	4,851,342	15,009	0.31	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
長野	12,660,705	48,720	0.38	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
岐阜	9,928,130	35,510	0.36	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
静岡	16,214,970	89,318	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	－
愛知	11,369,584	34,407	0.30	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
三重	9,154,364	48,449	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
滋賀	8,124,798	27,652	0.34	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
京都	6,383,370	27,460	0.43	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
大阪	27,465,118	189,406	0.69	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
兵庫	19,378,201	102,856	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	－
奈良	6,809,763	30,125	0.44	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
和歌山	5,675,393	24,033	0.42	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	30,000	30,000	－
鳥取	3,711,391	10,573	0.28	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
島根	5,123,614	26,757	0.52	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	6
岡山	8,694,068	35,372	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
広島	8,593,411	39,101	0.46	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	30,000	30,000	－
山口	7,614,996	32,761	0.43	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	30,000	30,000	－
徳島	4,184,272	17,829	0.43	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
香川	5,489,443	25,009	0.46	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	30,000	30,000	6
愛媛	6,987,715	33,128	0.47	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
高知	4,913,149	14,995	0.31	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
福岡	11,592,199	47,149	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
佐賀	5,192,680	22,030	0.42	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
長崎	6,676,831	35,831	0.54	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
熊本	10,397,825	64,471	0.62	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
大分	6,341,315	26,333	0.42	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
宮崎	5,300,905	20,836	0.39	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	50,000	50,000	－
鹿児島	9,597,195	49,323	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－
沖縄	7,429,722	30,759	0.41	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	－	－	－	－	－

（注）自己負担額から基礎控除額を差し引いた際の 100 円未満の端数は切り捨て、1,000 円未満は不支給。

第９表　受診率、１件当たり金額及び１人当たり金額

その（一）　組合別

区分／組合名	受診率				1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		合計
		組合員1人当たり	被扶養者1人当たり						組合員1人当たり	被扶養者1人当たり	
	件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
地方職員共済組合	9.83 (9.56)	7.01 (7.06)	10.28 (9.96)	16.84 (16.61)	11,761 (11,761)	15,131 (14,898)	13,164 (13,094)	149,718 (144,972)	129,098 (127,440)	189,331 (179,965)	278,816 (272,412)
公立学校共済組合	10.12 (9.85)	6.37 (6.34)	10.39 (10.16)	16.49 (16.19)	11,152 (11,211)	14,523 (14,646)	12,454 (12,556)	143,871 (140,329)	111,425 (111,257)	181,708 (178,119)	255,296 (251,585)
警察共済組合	7.82 (7.58)	13.18 (12.99)	10.60 (10.34)	20.99 (20.57)	11,631 (11,768)	12,140 (12,330)	11,950 (12,123)	115,352 (112,756)	197,619 (196,677)	158,969 (156,510)	312,971 (309,433)
東京都職員共済組合	10.88 (10.58)	6.18 (6.21)	10.76 (10.48)	17.06 (16.78)	11,627 (11,664)	14,330 (14,298)	12,606 (12,639)	164,119 (160,323)	108,367 (108,277)	188,787 (182,792)	272,486 (268,600)
指定都市職員共済組合	10.58 (10.33)	7.76 (7.75)	10.83 (10.49)	18.35 (18.09)	11,776 (11,803)	14,745 (14,972)	13,032 (13,161)	161,177 (157,028)	137,978 (138,926)	192,543 (188,035)	299,155 (295,954)
市町村職員共済組合	9.82 (9.55)	6.61 (6.67)	10.24 (9.98)	16.43 (16.22)	11,556 (11,600)	14,898 (15,009)	12,901 (13,001)	146,044 (142,309)	119,398 (120,410)	184,969 (180,180)	265,442 (262,719)
都市職員共済組合	9.96 (9.59)	6.58 (6.70)	10.68 (10.39)	16.54 (16.29)	11,817 (11,753)	14,718 (15,402)	12,972 (13,253)	150,009 (144,257)	116,398 (122,594)	188,729 (190,233)	266,407 (266,851)
平均	9.84 (9.57)	7.16 (7.17)	10.40 (10.13)	17.00 (16.74)	11,474 (11,521)	14,365 (14,471)	12,692 (12,784)	144,938 (141,152)	124,830 (125,155)	181,288 (176,829)	269,768 (266,307)

（注）1 （ ）内の数は、令和５年度の実績である。
2 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。
3 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
4 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二）　市町村職員共済組合の組合別内訳

区分／組合名	受診率				1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		合計
		組合員1人当たり	被扶養者1人当たり						組合員1人当たり	被扶養者1人当たり	
	件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
北海道	8.28	5.80	8.79	14.08	13,752	17,210	15,177	148,857	122,318	185,331	271,175
青森県	8.91	6.67	9.91	15.58	12,127	14,657	13,210	145,647	123,440	183,256	269,086
岩手県	9.74	6.13	9.38	15.87	11,013	15,013	12,558	142,443	112,031	171,391	254,474
宮城県	9.88	5.97	10.08	15.85	11,254	15,094	12,699	148,620	111,554	188,477	260,174
秋田県	9.53	6.29	10.06	15.82	11,518	15,430	13,073	148,566	123,343	197,174	271,909
山形県	10.09	6.52	10.67	16.61	10,745	14,402	12,180	141,555	114,604	187,626	256,160
福島県	9.80	6.44	10.29	16.24	10,790	14,724	12,350	140,761	115,146	184,058	255,907
茨城県	9.53	6.07	9.78	15.59	11,319	13,472	12,157	139,161	101,955	164,328	241,117
栃木県	9.93	6.87	10.92	16.80	11,214	14,237	12,450	140,177	117,700	187,019	257,878
群馬県	9.63	7.26	10.84	16.88	10,908	13,068	11,836	131,817	115,380	172,375	247,196
埼玉県	9.98	6.95	10.69	16.93	10,978	13,811	12,141	142,411	117,112	180,077	259,523
千葉県	9.74	5.94	10.22	15.68	11,306	14,889	12,664	141,664	107,419	184,796	249,083
東京都	10.49	5.66	11.14	16.15	11,468	14,704	12,601	157,465	102,534	202,023	259,999
神奈川県	9.91	7.45	10.72	17.36	10,811	13,042	11,768	144,695	123,854	178,241	268,549
新潟県	9.33	5.25	9.56	14.58	11,149	14,952	12,519	135,854	96,566	175,811	232,420
富山県	8.90	5.11	10.18	14.01	11,395	15,235	12,794	132,973	93,197	185,683	226,170
石川県	8.81	5.36	9.16	14.17	13,124	17,564	14,803	143,002	110,512	188,868	253,514
福井県	9.24	5.50	10.10	14.74	12,116	15,489	13,375	138,712	101,367	186,175	240,079
山梨県	9.73	6.41	10.88	16.14	11,135	15,365	12,815	140,185	116,614	197,884	256,799
長野県	9.55	4.82	8.89	14.37	11,053	15,724	12,621	137,418	93,712	172,827	231,130
岐阜県	10.26	6.56	10.96	16.82	11,295	13,494	12,153	146,026	107,671	179,832	253,697
静岡県	9.80	6.14	10.27	15.94	11,346	14,420	12,530	142,539	107,548	180,001	250,087
愛知県	10.21	6.23	11.65	16.43	10,962	14,935	12,467	138,546	108,830	203,617	247,375
三重県	10.43	6.85	10.44	17.28	10,937	14,670	12,416	145,307	121,955	185,782	267,262
滋賀県	9.69	5.91	10.17	15.59	10,848	14,927	12,393	140,493	110,403	190,102	250,896
京都府	9.85	6.26	9.54	16.11	11,628	14,900	12,900	143,609	110,088	167,784	253,697
大阪府	10.86	7.67	10.80	18.54	11,713	15,375	13,229	160,647	141,450	199,096	302,097
兵庫県	10.38	7.26	10.54	17.64	11,624	14,998	13,014	156,485	130,797	189,829	287,282
奈良県	10.15	7.07	10.01	17.21	12,737	16,847	14,425	155,285	136,938	193,949	292,223
和歌山県	10.27	7.60	10.60	17.87	11,013	13,478	12,061	142,550	122,417	170,783	264,967
鳥取県	9.32	5.83	9.82	15.16	12,323	17,944	14,486	142,810	123,262	207,608	266,071
島根県	9.35	6.40	9.49	15.75	12,241	16,319	13,899	152,323	126,763	187,958	279,087
岡山県	9.83	7.82	10.69	17.65	12,073	14,238	13,033	145,229	129,991	177,779	275,220
広島県	9.64	6.58	9.60	16.22	11,939	15,473	13,372	149,677	124,945	182,310	274,622
山口県	9.80	7.54	10.83	17.35	12,083	14,653	13,201	156,194	137,927	197,906	294,121
徳島県	10.69	6.92	10.72	17.61	11,297	14,917	12,719	150,947	126,881	196,651	277,828
香川県	10.42	6.85	11.41	17.27	11,841	14,545	12,914	159,157	117,757	196,037	276,914
愛媛県	9.82	7.00	10.32	16.82	11,793	15,281	13,245	146,710	126,625	186,629	273,335
高知県	9.11	5.61	9.41	14.72	11,832	16,470	13,600	141,380	108,918	182,655	250,297
福岡県	10.63	7.53	10.67	18.16	11,457	14,724	12,811	151,468	134,017	189,889	285,485
佐賀県	10.69	7.95	11.19	18.64	11,901	16,896	14,033	163,660	160,438	225,604	324,098
長崎県	9.64	7.65	9.89	17.29	12,218	15,342	13,600	149,901	140,649	181,791	290,550
熊本県	10.04	7.64	10.67	17.68	11,968	14,830	13,204	156,436	135,274	188,975	291,709
大分県	9.62	7.59	10.22	17.21	12,209	15,320	13,580	148,832	137,830	185,655	286,662
宮崎県	9.45	7.13	9.96	16.57	11,696	14,118	12,737	144,132	123,828	173,116	267,960
鹿児島県	9.54	8.18	9.74	17.72	12,538	15,376	13,849	151,077	149,595	178,152	300,672
沖縄県	8.53	7.31	8.48	15.84	11,956	15,388	13,541	129,656	137,202	159,076	266,858
平均	9.82	6.61	10.24	16.43	11,556	14,898	12,901	146,044	119,398	184,969	265,442

（注）1　「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

2　「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

3　算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

第10表　掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 / 組合名	掛金＋負担金	1人当たりの額	法定給付	1人当たりの額	収入に対する法定給付の割合	
	千円	円	千円	円	%	%
地方職員共済組合	254,087,422	646,521	128,639,978	327,322	50.6（	54.3）
公立学校共済組合	752,736,017	631,448	386,521,318	324,241	51.3（	51.9）
警察共済組合	228,877,676	729,516	110,820,968	353,227	48.4（	53.2）
東京都職員共済組合	100,988,311	599,487	55,711,088	330,712	55.2（	61.2）
指定都市職員共済組合	146,249,955	690,435	73,505,333	347,013	50.3（	54.8）
市町村職員共済組合	837,720,548	577,532	445,537,070	307,157	53.2（	56.6）
都市職員共済組合	45,470,320	574,265	25,087,230	316,838	55.2（	60.2）
合計	2,366,130,250	621,227	1,225,939,441	321,839	51.8（	54.6）

（注）1　1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
　　2　割合の（　）内の数は、令和5年度の実績である。
　　3　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第11表　法定給付の給付実績

区分 / 費目	令和6年度		令和5年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	97,511,230	1,069,974,809	94,556,003	1,045,726,860	2,955,227	3.1	24,247,949	2.3
内訳								
医療費	97,429,691	1,032,281,164	94,470,111	1,006,778,806	2,959,580	3.1	25,502,358	2.5
その他	81,539	37,693,645	85,892	38,948,054	△ 4,353	△ 5.1	△ 1,254,409	△ 3.2
休業給付	918,101	156,451,282	875,045	147,374,268	43,056	4.9	9,077,014	6.2
災害給付	1,797	986,943	861	441,732	936	108.7	545,211	123.4
合計	98,431,128	1,227,413,034	95,431,909	1,193,542,860	2,999,219	3.1	33,870,174	2.8

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第12表　附加給付の給付実績

区分 / 費目	令和6年度		令和5年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	241,908	7,982,808	245,124	8,215,569	△ 3,216	△ 1.3	△ 232,761	△ 2.8
休業給付	6,283	1,358,542	5,331	1,120,877	952	17.9	237,665	21.2
合計	248,191	9,341,350	250,455	9,336,446	△ 2,264	△ 0.9	4,904	0.1

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

〔Ⅲ〕　長期給付の概況

1　長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約３年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年１月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成６年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成８年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成２年４月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年４月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年９月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成 26 年９月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成 27 年 10 月から段階的に引き上げていくことが法定化され、平成 30 年９月に厚生年金の上限である 1,000 分の 183 に統一された（第 13 表参照）。

第13表　その（一）長期財源率の状況

（令和６年度末現在）

区　　分	保険料率（千分率）		
	保　険　料　率	被保険者負担分	事業主負担分
厚生年金保険法第81条第４項で定める率	183.00	91.50	91.50

その（二）　退職等年金給付財源率の状況

（令和６年度末現在）

区　　分	退職等年金給付の財源率（千分率）		
	合　　計	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金の割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

２　収入の状況

令和６年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

令和６年度の厚生年金保険経理の負担金収入は２兆6,253億円、組合員保険料収入は１兆7,464億円、利息及び配当金収入は67億円、信託の運用益は２兆378億円で、この四科目の計は６兆4,162億円となり、厚生年金交付金３兆5,613億円、基礎年金交付金299億円、財政調整拠出金受入金2,319億円及びその他の収入15億円を含めた収入の計は10兆2,408億円となっている（第14－１表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は1,433億円、掛金収入は1,434億円、利息及び配当金収入は８億円、信託の運用益は136億円で、この四科目の計は3,011億円となり、財政調整拠出金受入金272億円及びその他の収入0.1億円を含めた収入の計は3,282億円となっている（第14－２表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 231 億円、利息及び配当金収入は 90 億円、信託の運用益は２兆 1,977 億円で、この三科目の計は２兆 2,298 億円となり、基礎年金交付金 0.5 億円及びその他の収入２億円を含めた収入の計は２兆 2,300 億円となっている（第 14－３表その（二）参照)。

３　給付の状況

令和６年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第５項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で１兆 9,600 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 70.0%、旧職域加算退職給付が 12.4%、障害厚生年金が 0.8%、旧職域加算障害給付が 0.0%、遺族厚生年金が 15.0%、旧職域加算遺族給付が 1.8%となっている（第 15 表その（一）参照)。退職等年金給付の給付額は、全体で 108 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 22.3%、有期退職年金（240 月）が 10.8%、有期退職年金（120 月）が 21.2%、有期退職年金に代わる一時金が 34.4%、公務障害年金が 0.9%、公務遺族年金が 0.9%、遺族に対する一時金が 9.5%となっている（第 15 表その（二）参照)。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で２兆 4,150 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 76.2 %、障害共済年金が 0.8%、遺族共済年金が 17.6%、退職年金が 3.7 %、減額退職年金が 0.4%、通算退職年金が 0.0%、障害年金が 0.1%、遺族年金が 1.2%となっている（第 15 表その（三）参照)。

次に令和６年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、1,609,552 人で老齢厚生年金の受給権者は、1,283,873 人、障害厚生年金が 18,873 人、遺族厚生年金が 306,806 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、1,640,852 人で退職共済年金の受給権者は、1,183,754 人、障害共済年金が 37,731 人、遺族共済年金が 338,473 人で昭和 61 年３月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 43,349 人、障害年金が 2,797 人、遺族年金が 26,931 人、減額退職年金が 6,185 人、通算退職年金が 1,332 人、通算遺族年金が 300 人となっている（第 16 表参照)。

第14-１表　厚生年金保険経理の収支状況

その（一）　組合別収支状況

区分 / 組合名	収入（A）			
	令和６年度	令和５年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	9,801,728,509	9,330,067,598	471,660,911	5.1
地方職員共済組合	908,537,524	891,944,399	16,593,125	1.9
公立学校共済組合	2,983,461,593	2,872,659,960	110,801,633	3.9
警察共済組合	983,601,641	954,612,957	28,988,684	3.0
東京都職員共済組合	362,909,398	391,791,224	△ 28,881,826	△ 7.4
全国市町村職員共済組合連合会	3,578,657,664	3,510,222,251	68,435,413	1.9
合計	18,618,896,329	17,951,298,389	667,597,940	3.7

（注）1　収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越厚生年金保険給付
2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3　東京都職員共済組合の令和６年度決算において、収入額、支出額双方で相殺処理の一部（39,213,370
年度過不足額には影響を与えない。

その（二）　費用別収支状況

区分 / 費目	収入					
	令和６年度		令和５年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	2,625,322,997	6.3	2,646,307,905	6.8	△ 20,984,908	△ 0.8
（うち追加費用）	(223,301,836)	(0.5)	(249,290,865)	(0.6)	(△ 25,989,029)	△ 10.4
組合員保険料	1,746,359,021	4.2	1,706,593,096	4.4	39,765,926	2.3
厚生年金交付金（連合会交付金）	3,561,291,919	8.6	3,393,437,648	8.7	167,854,271	4.9
基礎年金交付金（連合会交付金）	29,911,955	0.1	37,540,997	0.1	△ 7,629,042	△ 20.3
財政調整拠出金受入金	231,915,845	0.6	221,803,123	0.6	10,112,722	4.6
利息及び配当金	6,700,972	0.0	6,494,372	0.0	206,600	3.2
信託の運用益	2,037,847,851	4.9	1,937,852,627	5.0	99,995,225	5.2
その他	1,492,711	0.0	1,884,427	0.0	△ 391,715	△ 20.8
小計	10,240,843,273	24.7	9,951,914,194	25.5	288,929,079	2.9
組合払込金	197,412,532	0.5	159,745,309	0.4	37,667,223	23.6
連合会交付金	5,313,000	0.0	-	0.0	5,313,000	皆増
組合交付金返還金	-	-	7,801,000	0.0	△ 7,801,000	皆減
連合会払込金返還金	-	-	142,362	0.0	△ 142,362	皆減
厚生年金交付金	3,600,505,289	8.7	3,393,437,648	8.7	207,067,641	6.1
厚生年金拠出金負担金	3,197,556,527	7.7	3,042,001,409	7.8	155,555,118	5.1
基礎年金交付金	29,964,182	0.1	37,596,486	0.1	△ 7,632,304	△ 20.3
基礎年金拠出金負担金	1,347,301,527	3.2	1,358,659,982	3.5	△ 11,358,455	△ 0.8
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	22,857,192,228	55.1	21,037,761,898	54.0	1,819,430,330	8.6
前年度繰越厚生年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合計	41,476,088,558	100.0	38,989,060,288	100.0	2,487,028,270	6.4

（注）1　負担金には、払込金を含む。
2　収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金
3　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
4　東京都職員共済組合の令和６年度決算において、「厚生年金交付金（連合会交付金）」と「厚生年金拠
このため、収入区分の「厚生年金交付金（連合会交付金）」の令和６年度計上額及び増減額、支出区分
いる。

支　　出　　（B）				過不足額（A）－（B）	
令和６年度	令和５年度	増　　減	増減率	令和６年度	令和５年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
8,348,080,336	7,992,844,798	355,235,538	4.4	1,453,648,173	1,337,222,800
914,294,606	888,584,565	25,710,041	2.9	△ 5,757,082	3,359,834
2,895,954,083	2,880,724,495	15,229,588	0.5	87,507,510	△ 8,064,535
848,966,851	811,098,499	37,868,352	4.7	134,634,790	143,514,457
358,344,640	375,171,959	△ 16,827,319	△ 4.5	4,564,758	16,619,265
3,336,668,565	3,183,443,743	153,224,822	4.8	241,989,099	326,778,509
16,702,309,081	16,131,868,059	570,441,022	3.5	1,916,587,248	1,819,430,330

組合積立金を含まない。

千円）の計上漏れが判明（令和７年度決算で修正処理予定)。なお、収支同額の計上漏れのため、令和６年

区分 / 費目	支出					
	令和６年度		令和５年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
老齢厚生給付	1,371,796,547	3.3	1,228,640,770	3.2	143,155,778	11.7
退職共済給付	1,678,209,186	4.0	1,741,909,859	4.5	△ 63,700,673	△ 3.7
障害厚生給付	15,184,087	0.0	13,437,777	0.0	1,746,310	13.0
障害共済給付	17,898,351	0.0	19,155,318	0.0	△ 1,256,967	△ 6.6
遺族厚生給付	118,181,744	0.3	100,681,735	0.3	17,500,009	17.4
遺族共済給付	590,725,702	1.4	610,213,918	1.6	△ 19,488,217	△ 3.2
短期在留脱退一時金	10,640	0.0	11,610	0.0	△ 970	△ 8.4
厚生年金拠出金負担金	3,158,343,156	7.6	3,042,001,409	7.8	116,341,748	3.8
基礎年金拠出金負担金	1,347,301,527	3.2	1,358,659,982	3.5	△ 11,358,455	△ 0.8
財政調整拠出金	-	-	-	-	-	-
信託の運用損	13,221,744	0.0	9,837,495	0.0	3,384,249	34.4
その他	13,383,341	0.0	7,933,993	0.0	5,449,349	68.7
小計	8,324,256,025	20.1	8,132,483,864	20.9	191,772,161	2.4
連合会払込金	197,412,532	0.5	159,745,309	0.4	37,667,223	23.6
組合交付金	5,313,000	0.0	-	0.0	5,313,000	皆増
連合会交付金返還金	-	-	7,801,000	0.0	△ 7,801,000	皆減
組合払込金返還金	-	-	142,362	0.0	△ 142,362	皆減
厚生年金交付金支払金	3,600,505,289	8.7	3,393,437,648	8.7	207,067,641	6.1
厚生年金拠出金	3,197,556,527	7.7	3,042,001,409	7.8	155,555,118	5.1
基礎年金交付金支払金	29,964,182	0.1	37,596,486	0.1	△ 7,632,304	△ 20.3
基礎年金拠出金	1,347,301,527	3.2	1,358,659,982	3.5	△ 11,358,455	△ 0.8
次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	24,773,779,477	59.7	22,857,192,228	58.6	1,916,587,248	8.4
次年度繰越厚生年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
次年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合計	41,476,088,558	100.0	38,989,060,288	100.0	2,487,028,270	6.4

には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。

出金負担金」の相殺処理の一部（39,213,370 千円）の計上漏れが判明（令和７年度決算で修正処理予定)。
の「厚生年金拠出金負担金」の令和６年度計上額及び増減額において、計上漏れ相当額が少なく計上されて

第14-２表　退職等年金経理の収支状況

その（一）　組合別収支状況

区分 / 組合名	収入（A）			
	令和６年度	令和５年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	42,227,127	14,555,918	27,671,209	190.1
地方職員共済組合	33,900,817	32,914,147	986,671	3.0
公立学校共済組合	98,113,132	95,041,830	3,071,303	3.2
警察共済組合	34,841,754	33,669,654	1,172,100	3.5
東京都職員共済組合	14,332,730	13,774,587	558,143	4.1
全国市町村職員共済組合連合会	119,016,857	114,742,433	4,274,423	3.7
合計	342,432,417	304,698,568	37,733,849	12.4

（注）１　収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合
　　２　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二）　費用別収支状況

区分 / 費目	収入					
	令和６年度		令和５年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	143,310,103	5.3	139,974,517	5.8	3,335,586	2.4
掛金	143,351,742	5.3	140,017,985	5.8	3,333,756	2.4
財政調整拠出金受入金	27,165,641	1.0	-	-	27,165,641	皆増
利息及び配当金	831,726	0.0	895,363	0.0	△ 63,637	△ 7.1
信託の運用益	13,569,088	0.5	9,708,574	0.4	3,860,514	39.8
その他	11,282	0.0	29,595	0.0	△ 18,313	△ 61.9
小計	328,239,582	12.1	290,626,034	12.1	37,613,548	12.9
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	14,192,835	0.5	14,072,534	0.6	120,301	0.9
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越退職等年金給付組合積立金	2,372,904,739	87.4	2,092,895,881	87.3	280,008,858	13.4
合計	2,715,337,156	100.0	2,397,594,449	100.0	317,742,707	13.3

（注）１　負担金には、払込金を含む。
　　２　収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金には、
　　３　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支出（B）				過不足額（A）－（B）	
令和6年度	令和5年度	増減	増減率	令和6年度	令和5年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
437,240	505,724	△ 68,484	△ 13.5	41,789,887	14,050,194
3,207,918	2,822,256	385,663	13.7	30,692,899	30,091,891
9,620,717	8,427,007	1,193,710	14.2	88,492,415	86,614,822
2,982,236	2,517,430	464,805	18.5	31,859,518	31,152,224
1,294,033	1,130,508	163,525	14.5	13,038,698	12,644,079
10,642,433	9,286,785	1,355,648	14.6	108,374,424	105,455,648
28,184,577	24,689,710	3,494,867	14.2	314,247,840	280,008,858

積立金を含まない。

区分 / 費目	支出					
	令和6年度		令和5年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退職等給付	10,624,420	0.4	7,587,822	0.3	3,036,598	40.0
公務障害給付	94,778	0.0	81,073	0.0	13,705	16.9
公務遺族給付	98,571	0.0	85,286	0.0	13,285	15.6
財政調整拠出金	-	-	-	-	-	-
信託の運用損	-	-	-	-	-	-
その他	3,173,972	0.1	2,862,995	0.1	310,978	10.9
小計	13,991,742	0.5	10,617,176	0.4	3,374,566	31.8
連合会交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会払込金	14,192,835	0.5	14,072,534	0.6	120,301	0.9
組合払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合交付金	-	-	-	-	-	-
次年度繰越退職等年金給付組合積立金	2,687,152,579	99.0	2,372,904,739	99.0	314,247,840	13.2
合計	2,715,337,156	100.0	2,397,594,449	100.0	317,742,707	13.3

地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金給付調整積立金を含む。

第14-３表　経過的長期経理の収支状況

その（一）　組合別収支状況

区分 / 組合名	収入（A）			
	令和６年度	令和５年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	1,271,914,874	1,223,651,701	48,263,173	3.9
地方職員共済組合	67,156,088	66,588,805	567,283	0.9
公立学校共済組合	208,102,068	176,787,148	31,314,920	17.7
警察共済組合	149,631,778	145,088,965	4,542,813	3.1
東京都職員共済組合	20,344,889	17,222,295	3,122,595	18.1
全国市町村職員共済組合連合会	572,461,500	559,038,267	13,423,233	2.4
合計	2,289,611,198	2,188,377,181	101,234,017	4.6

（注）１　収入には前年度繰越経過的長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過的長期給付組合
　　２　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二）　費用別収支状況

区分 / 費目	収入					
	令和６年度		令和５年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	23,065,276	0.1	23,117,330	0.1	△ 52,054	△ 0.2
（うち追加費用）	(21,104,011)	(0.1)	(21,146,833)	(0.1)	△ 42,822	△ 0.2
基礎年金交付金（連合会交付金）	52,227	0.0	55,489	0.0	△ 3,263	△ 5.9
拠出金受入金	-	-	-	-	-	-
利息及び配当金	9,014,209	0.0	9,685,636	0.0	△ 671,428	△ 6.9
信託の運用益	2,197,712,670	9.0	2,097,432,469	9.1	100,280,201	4.8
その他	160,817	0.0	159,256	0.0	1,561	1.0
小計	2,230,005,198	9.1	2,130,450,181	9.3	99,555,017	4.7
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	59,606,000	0.2	57,927,000	0.3	1,679,000	2.9
前年度繰越経過的長期給付組合積立金	22,156,023,096	90.6	20,751,020,892	90.5	1,405,002,204	6.8
合計	24,445,634,294	100.0	22,939,398,073	100.0	1,506,236,221	6.6

（注）１　負担金には、払込金を含む。
　　２　収入の前年度繰越経過的長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過的長期給付組合積立金には、
　　３　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支　　出　　（B）				過不足額（A）－（B）	
令和6年度	令和5年度	増　　減	増減率	令和6年度	令和5年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
223,140,693	217,417,599	5,723,094	2.6	1,048,774,182	1,006,234,102
63,210,099	61,573,344	1,636,756	2.7	3,945,989	5,015,461
215,951,995	205,779,572	10,172,423	4.9	△ 7,849,927	△ 28,992,424
52,338,163	50,514,378	1,823,785	3.6	97,293,615	94,574,587
28,037,260	27,503,114	534,146	1.9	△ 7,692,371	△ 10,280,819
228,485,750	220,586,970	7,898,780	3.6	343,975,750	338,451,297
811,163,960	783,374,977	27,788,984	3.5	1,478,447,238	1,405,002,204

積立金を含まない。

区分／費目	支出					
	令和6年度		令和5年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退職共済給付	504,374,340	2.1	487,118,175	2.1	17,256,165	3.5
障害共済給付	5,742,417	0.0	5,943,683	0.0	△ 201,266	△ 3.4
遺族共済給付	72,688,024	0.3	69,815,768	0.3	2,872,256	4.1
恩給組合条例給付	78,237	0.0	91,040	0.0	△ 12,803	△ 14.1
旧市町村共済法給付	60,799	0.0	62,792	0.0	△ 1,993	△ 3.2
拠出金	162,666,150	0.7	157,764,902	0.7	4,901,248	3.1
信託の運用損	5,090,374	0.0	3,845,040	0.0	1,245,333	32.4
その他	857,620	0.0	806,577	0.0	51,042	6.3
小計	751,557,960	3.1	725,447,977	3.2	26,109,984	3.6
連合会交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会払込金	-	-	-	-	-	-
組合払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合交付金	59,606,000	0.2	57,927,000	0.3	1,679,000	2.9
次年度繰越経過的長期給付組合積立金	23,634,470,334	96.7	22,156,023,096	96.6	1,478,447,238	6.7
合計	24,445,634,294	100.0	22,939,398,073	100.0	1,506,236,221	6.6

地方公務員共済組合連合会に係る経過的長期給付調整積立金を含む。

第15表　長期給付支給状況

その（一）　厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第60条第５項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

（令和６年度末現在）

区分 / 年金の種類	給付件数	給付金額	１件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
老齢厚生年金	7,371,905	1,371,869,533	186,094	70.0
	(6,752,484)	(1,228,755,377)	(181,971)	(69.9)
旧職域加算退職給付	7,058,950	243,335,943	34,472	12.4
	(6,482,854)	(220,520,110)	(34,016)	(12.5)
障害厚生年金	84,178	15,163,324	180,134	0.8
	(74,853)	(13,423,803)	(179,336)	(0.8)
旧職域加算障害給付	33,081	943,061	28,508	0.0
	(31,888)	(901,000)	(28,255)	(0.1)
遺族厚生年金	1,611,660	294,297,007	182,605	15.0
	(1,422,360)	(264,426,534)	(185,907)	(15.0)
旧職域加算遺族給付	1,588,862	34,342,929	21,615	1.8
	(1,434,107)	(29,683,887)	(20,699)	(1.7)
障害手当金	9	20,763	2,307,016	0.0
	(7)	(13,974)	(1,996,231)	(0.0)
脱退一時金	10	10,039	1,003,862	0.0
	(8)	(9,431)	(1,178,819)	(0.0)
合計	17,748,655	1,959,982,599	110,430	100.0
	(16,198,561)	(1,757,734,116)	(108,512)	(100.0)

（注）1　（ ）内の数は、令和５年度の実績である。
2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3　給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

その（二）退職等年金給付

（令和６年度末現在）

区分 / 年金の種類	給付件数	給付金額	１件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
退職年金				
終身退職年金	2,148,714	2,408,359	1,121	22.3
	(1,678,560)	(1,541,200)	(918)	(19.9)
有期退職年金（240月）	959,480	1,171,716	1,221	10.8
	(759,234)	(747,013)	(984)	(9.6)
有期退職年金（120月）	848,123	2,295,347	2,706	21.2
	(651,985)	(1,437,737)	(2,205)	(18.5)
有期退職年金に代わる一時金	13,147	3,720,097	282,962	34.4
	(13,825)	(2,947,528)	(213,203)	(38.0)
公務障害年金	256	94,778	370,227	0.9
	(184)	(81,073)	(440,614)	(1.0)
公務遺族年金	1,030	98,571	95,700	0.9
	(905)	(85,286)	(94,239)	(1.1)
脱退一時金	5	429	85,880	0.0
	(5)	(509)	(101,860)	(0.0)
遺族に対する一時金	4,456	1,027,717	230,637	9.5
	(4,016)	(868,438)	(216,244)	(11.2)
整理退職一時金	5	1,184	236,820	0.0
	(155)	(45,906)	(296,168)	(0.6)
合計	3,975,216	10,818,199	2,721	100.0
	(3,108,869)	(7,754,691)	(2,494)	(100.0)

（注）1　（ ）内の数は、令和５年度の実績である。
2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3　給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

その（三）　平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付等に係る給付

（令和６年度末現在）

区分 / 年金の種類	給付件数	給付金額	１件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
退職共済年金	7,278,260 (7,617,979)	1,840,205,577 (1,887,159,945)	252,836 (247,724)	76.2 (74.9)
退職年金	266,939 (327,838)	89,507,942 (110,361,248)	335,312 (336,633)	3.7 (4.4)
減額退職年金	38,297 (43,250)	8,678,879 (9,798,342)	226,620 (226,551)	0.4 (0.4)
通算退職年金	9,026 (11,822)	837,597 (1,133,686)	92,798 (95,896)	0.0 (0.0)
障害共済年金	109,358 (117,086)	19,417,490 (20,551,204)	177,559 (175,522)	0.8 (0.8)
障害年金	11,288 (12,699)	3,283,150 (3,649,774)	290,853 (287,406)	0.1 (0.1)
遺族共済年金	2,006,027 (2,165,083)	424,027,090 (454,393,480)	211,377 (209,873)	17.6 (18.0)
遺族年金	137,220 (155,300)	28,917,857 (32,197,045)	210,741 (207,322)	1.2 (1.3)
通算遺族年金	1,884 (2,223)	78,975 (95,125)	41,919 (42,791)	0.0 (0.0)
その他	10 (7)	12,917 (8,479)	1,291,657 (1,211,347)	0.0 (0.0)
合計	9,858,309 (10,453,287)	2,414,967,474 (2,519,348,327)	244,968 (241,010)	100.0 (100.0)

（注）1　（ ）内の数は、令和５年度の実績である。
2　その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。
3　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
4　給付金額とは実支給額の総計である。第 16 表の年金額とは異なる。

第16表　年金種類別受給権者状況

（令和６年度末現在）

区分 / 年金の種類	受給権者数	年金額	１人当たり平均年金額
	人	千円	円
老齢厚生年金	1,283,873	1,467,885,812	1,143,326
	(1,175,256)	(1,319,766,204)	(1,122,961)
※2 旧職域加算退職給付	1,247,396	258,200,094	206,991
	(1,144,028)	(234,092,894)	(204,622)
退職共済年金	1,183,754	1,829,388,980	1,545,413
	(1,242,593)	(1,879,198,142)	(1,512,320)
退職年金	43,349	109,796,997	2,532,861
	(53,114)	(132,253,352)	(2,489,990)
減額退職年金	6,185	11,324,348	1,830,937
	(7,013)	(12,606,339)	(1,797,567)
通算退職年金	1,332	870,530	653,551
	(1,755)	(1,198,232)	(682,753)
障害厚生年金	18,873	18,023,908	955,010
	(16,502)	(15,496,938)	(939,095)
※2 旧職域加算障害給付	10,208	1,798,396	176,175
	(9,541)	(1,649,815)	(172,918)
障害共済年金	37,731	42,539,647	1,127,446
	(39,049)	(43,156,213)	(1,105,181)
内訳 公務等	758	2,240,460	2,955,752
	(777)	(2,237,265)	(2,879,363)
内訳 公務外	36,973	40,299,187	1,089,963
	(38,272)	(40,918,948)	(1,069,161)
障害年金	2,797	4,789,308	1,712,302
	(3,074)	(5,203,798)	(1,692,843)
内訳 公務等	123	412,528	3,353,888
	(138)	(458,091)	(3,319,502)
内訳 公務外	2,674	4,376,779	1,636,791
	(2,936)	(4,745,707)	(1,616,385)
遺族厚生年金	306,806	412,083,589	1,343,141
	(278,122)	(367,962,854)	(1,323,027)
※2 旧職域加算遺族給付	306,603	45,856,133	149,562
	(278,059)	(39,601,059)	(142,420)

遺族共済年金	338,473	504,327,170	1,490,007
	(365,457)	(534,889,909)	(1,463,619)
内訳 公務等	1,674	2,681,424	1,601,806
	(1,696)	(2,682,437)	(1,581,626)
内訳 公務外	336,799	501,645,747	1,489,451
	(363,761)	(532,207,472)	(1,463,069)
遺族年金	26,931	33,971,840	1,261,440
	(30,140)	(37,356,308)	(1,239,426)
内訳 公務等	912	1,900,867	2,084,284
	(990)	(2,024,243)	(2,044,690)
内訳 公務外	26,019	32,070,973	1,232,598
	(29,150)	(35,332,065)	(1,212,078)
通算遺族年金	300	78,398	261,326
	(346)	(92,096)	(266,172)
※1厚生年金合計	1,609,552	1,897,993,309	1,179,206
	(1,469,880)	(1,703,225,995)	(1,158,752)
※2旧職域加算給付合計	1,564,207	305,854,623	195,533
	(1,431,628)	(275,343,768)	(192,329)
※3旧共済制度年金合計	1,640,852	2,537,087,217	1,546,201
	(1,742,541)	(2,645,954,389)	(1,518,446)
※4退職年金			
終身退職年金	400,297	2,856,546	7,136
	(323,346)	(1,944,819)	(6,015)
有期退職年金(240月)	177,863	1,431,963	8,051
	(146,073)	(959,476)	(6,568)
有期退職年金(120月)	158,636	2,785,179	17,557
	(125,935)	(1,816,232)	(14,422)
公務障害年金	106	212,577	2,005,442
	(83)	(162,308)	(1,955,520)
公務遺族年金	285	122,678	430,449
	(269)	(110,731)	(411,638)

(注) 1 ( )の内の数は、令和５年度の実績である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3 受給権者及び年金額には、全部又は一部支給停止者及びそれらの者に係る年金額を含む。

※1 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※2 平成二十四年一元化法附則第 60 条第５項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。

※3 旧共済制度年金合計は、平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。

※4 平成二十四年一元化法附則第２条において、設けられた給付である。

4　長期給付積立金の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、令和６年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は 24 兆 7,738 億円となっている（第 17 表その（一）参照)。

退職等年金給付積立金の総額は２兆 6,872 億円となっている（第 17 表その（二）参照)。

経過的長期給付積立金の総額は 23 兆 6,345 億円となっている（第 17 表その（三）参照)。

第１７表　その（一）　厚生年金保険経理資産の状況

（単位：億円、％）

区分 / 項目	地方公務員共済組合連合会	構成比	地方職員共済組合	構成比	公立学校共済組合	構成比	警察共済組合	構成比	東京都職員共済組合	構成比	全国市町村職員共済組合連合会	構成比	合計	構成比
有価証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
証券投資信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生命保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合同運用指定金銭（包括）信託	－	－	30	1.5	2,000	9.2	－	－	－	－	－	－	2,030	0.8
特定金銭（包括）信託	133,872	91.9	－	－	7,243	33.4	15,391	85.8	603	25.5	27,360	47.1	184,470	74.5
単独運用指定金銭（包括）信託	－	－	－	－	9,055	41.8	－	－	1,147	48.5	21,641	37.3	31,843	12.9
その他	11,861	8.1	1,979	98.5	3,361	15.5	2,537	14.2	613	25.9	9,044	15.6	29,395	11.9
計	145,733	100.0	2,009	100.0	21,659	100.0	17,928	100.0	2,363	100.0	58,045	100.0	247,738	100.0
投資不動産	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊経理への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
貸付経理への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計　令和６年度　厚生年金保険給付積立金	145,733	100.0	2,009	100.0	21,659	100.0	17,928	100.0	2,363	100.0	58,045	100.0	247,738	100.0
合計　令和６年度　運用利回り	8.69		0.18（事務局） 6.18（団体共済部）		10.25		8.85		8.26		8.10		8.66	

（注）1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
3 簿価ベースの金額である。

第１図　厚生年金保険給付積立金の運用状況

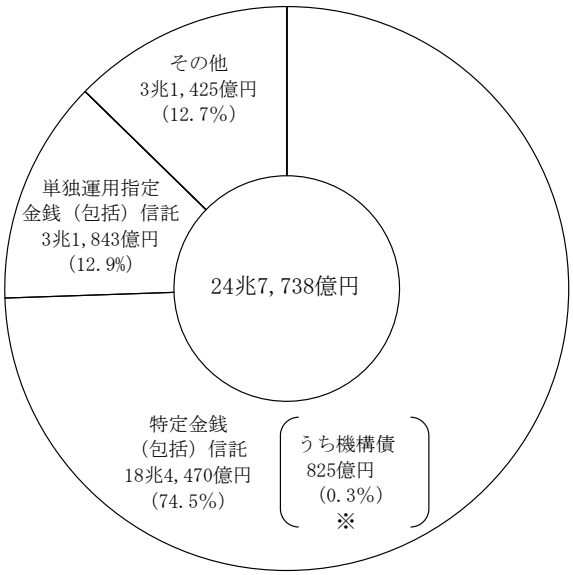

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
※義務運用分である。

第１７表　その（二）　退職等年金経理資産の状況

（単位：億円、％）

区分 / 項目	地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
有価証券	－	－	36	1.3	－	－	－	－	－	－	－	－	36	0.1
証券投資信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生命保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合同運用指定金銭（包括）信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定金銭（包括）信託	1,582	99.5	2,664	94.0	8,389	98.1	2,593	89.1	1,148	98.5	9,283	94.5	25,660	95.5
単独運用指定金銭（包括）信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	9	0.5	56	2.0	137	1.6	62	2.1	18	1.5	540	5.5	821	3.1
計	1,591	100.0	2,756	97.3	8,526	99.7	2,655	91.3	1,166	100.0	9,823	100.0	26,517	98.7
投資不動産	－	－	－	－	－	－	255	8.7	－	－	－	－	255	0.9
宿泊経理への貸付金（不動産取得貸付）	－	－	5	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	5	0.0
計	－	－	5	0.2	－	－	255	8.7	－	－	－	－	260	1.0
貸付経理への貸付金	－	－	70	2.5	23	0.3	－	－	－	－	－	－	93	0.3
その他への貸付金	－	－	3	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	3	0.0
計	－	－	72	2.5	23	0.3	－	－	－	－	－	－	95	0.4
合計　令和６年度　退職等年金給付積立金	1,591	100.0	2,834	100.0	8,549	100.0	2,909	100.0	1,166	100.0	9,823	100.0	26,872	100.0
合計　令和６年度　運用利回り	0.63		0.57 (事務局) 0.61 (団体共済部)		0.53		0.64		0.54		0.58		0.57	

（注）1　「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。
　　2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
　　3　簿価ベースの金額である。

第２図　退職年金給付積立金の運用状況

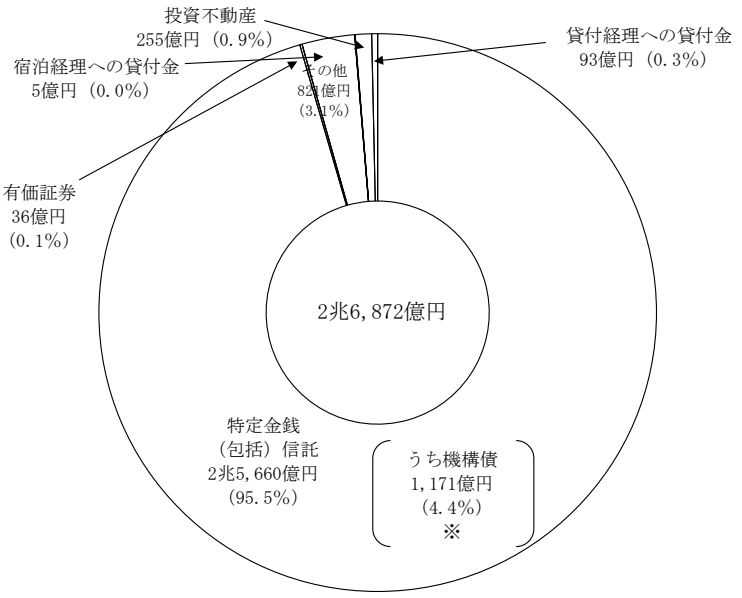

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
　※　義務運用分である。

第１７表　その（三）　経過的長期経理資産の状況

（単位：億円、％）

区分 / 項目	地方公務員共済組合連合会	構成比	地方職員共済組合	構成比	公立学校共済組合	構成比	警察共済組合	構成比	東京都職員共済組合	構成比	全国市町村職員共済組合連合会	構成比	合計	構成比
有価証券	3	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	0.0
証券投資信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生命保険	696	0.5	－	－	1,783	10.5	590	3.9	116	8.9	－	－	3,185	1.3
合同運用指定金銭（包括）信託	－	－	7	0.7	－	－	－	－	－	－	－	－	7	0.0
特定金銭（包括）信託	130,148	90.7	－	－	6,096	36.0	13,000	86.2	261	19.9	27,390	46.7	176,894	74.8
単独運用指定金銭（包括）信託	－	－	－	－	6,819	40.3	－	－	726	55.6	23,107	39.4	30,652	13.0
その他	12,603	8.8	979	99.3	2,228	13.2	1,485	9.9	203	15.5	8,105	13.8	25,604	10.8
計	143,450	100.0	985	100.0	16,927	100.0	15,075	100.0	1,306	100.0	58,602	100.0	236,345	100.0
投資不動産	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊経理への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
貸付経理への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他への貸付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計　令和６年度　経過的長期給付積立金	143,450	100.0	985	100.0	16,927	100.0	15,075	100.0	1,306	100.0	58,602	100.0	236,345	100.0
合計　令和６年度　運用利回り	9.23		0.11（事務局） 6.39（団体共済部）		11.39		10.08		14.51		9.94		9.64	

（注）1　「地方公務員共済組合連合会」の数値は、経過的長期給付調整積立金の資産額である。
　　2　金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
　　3　簿価ベースの金額である。

第３図　経過的長期給付積立金の運用状況

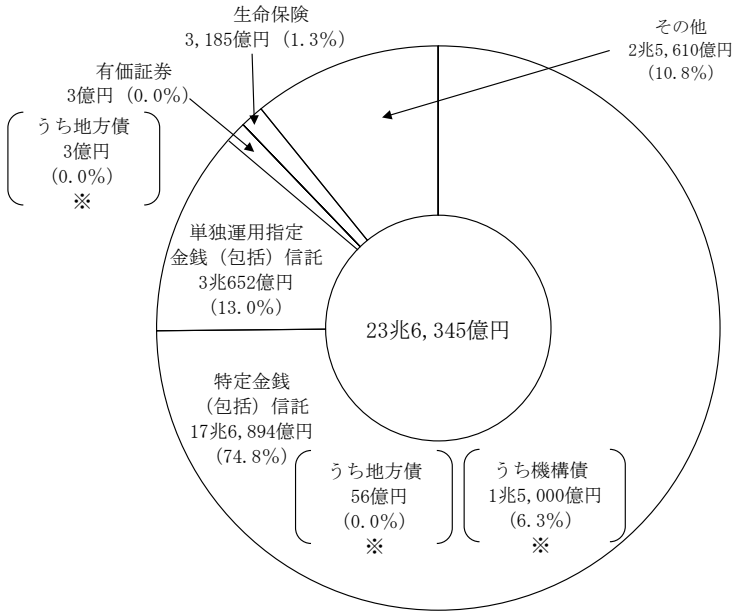

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
※　義務運用分である。

〔Ⅳ〕　福祉事業の概況

1　福祉事業の令和６年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

(1)　保　健　経　理　　64 組合
(2)　医　療　経　理　　３組合
(3)　宿　泊　経　理　　36 組合
(4)　住　宅　経　理　　２組合
(5)　貯　金　経　理　　50 組合
(6)　貸　付　経　理　　64 組合
(7)　物　資　経　理　　28 組合
(8)　財　形　経　理　　17 組合

(1)　組合別福祉経理設定一覧表

（令和６年度末現在）

経理名／組合名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	－	1	1	1	－	－
公立学校共済組合	1	1	1	1	－	1	－	－	－
警察共済組合	1	1	1	1	－	1	1	－	－
東京都職員共済組合	1	－	1	－	－	1	－	－	－
指定都市職員共済組合	10	－	－	－	2	10	－	－	－
市町村職員共済組合	47	－	31	－	44	47	26	15	－
都市職員共済組合	3	－	1	－	3	3	－	2	－
計	64	3	36	2	50	64	28	17	0

(2)　指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

（令和６年度末現在）

組合名＼経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合									
札幌市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
川崎市	○	－	－	－	○	○	－	－	－
横浜市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
名古屋市	○	－	－	－	○	○	－	－	－
京都市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
大阪市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
神戸市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
広島市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
北九州市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
福岡市	○	－	－	－	－	○	－	－	－
小計	10	0	0	0	2	10	0	0	0
都市職員共済組合									
北海道都市	○	－	○	－	○	○	－	○	－
仙台市	○	－	－	－	○	○	－	－	－
愛知県都市	○	－	－	－	○	○	－	○	－
小計	3	0	1	0	3	3	0	2	0
合計	13	0	1	0	5	13	0	2	0

(3)　市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

（令和６年度末現在）

組合名＼経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	○	－	○	－	○	○	○	－	－
青森	○	－	○	－	○	○	○	－	－
岩手	○	－	－	－	○	○	○	－	－
宮城	○	－	○	－	○	○	○	－	－
秋田	○	－	－	－	○	○	－	－	－
山形	○	－	○	－	○	○	○	－	－
福島	○	－	○	－	○	○	－	－	－
茨城	○	－	○	－	○	○	○	○	－
栃木	○	－	－	－	○	○	○	－	－
群馬	○	－	－	－	○	○	○	－	－
埼玉	○	－	○	－	○	○	○	○	－
千葉	○	－	○	－	○	○	○	○	－
東京	○	－	○	－	○	○	○	○	－
神奈川	○	－	○	－	○	○	○	○	－
新潟	○	－	○	－	○	○	－	○	－
富山	○	－	○	－	○	○	－	○	－
石川	○	－	○	－	○	○	－	○	－
福井	○	－	○	－	○	○	－	－	－
山梨	○	－	○	－	○	○	－	○	－
長野	○	－	－	－	－	○	○	－	－
岐阜	○	－	○	－	○	○	－	－	－
静岡	○	－	－	－	○	○	○	－	－
愛知	○	－	－	－	○	○	－	－	－
三重	○	－	○	－	○	○	○	－	－
滋賀	○	－	○	－	○	○	－	○	－
京都	○	－	－	－	○	○	－	○	－
大阪	○	－	○	－	－	○	－	－	－
兵庫	○	－	○	－	○	○	－	－	－
奈良	○	－	－	－	○	○	－	－	－
和歌山	○	－	－	－	○	○	－	－	－
鳥取	○	－	○	－	○	○	○	－	－
島根	○	－	○	－	○	○	○	－	－
岡山	○	－	○	－	○	○	－	－	－
広島	○	－	－	－	○	○	○	－	－
山口	○	－	○	－	○	○	－	－	－
徳島	○	－	○	－	○	○	○	－	－
香川	○	－	○	－	○	○	－	－	－
愛媛	○	－	○	－	○	○	○	○	－
高知	○	－	○	－	○	○	○	－	－
福岡	○	－	－	－	○	○	○	－	－
佐賀	○	－	－	－	○	○	－	○	－
長崎	○	－	－	－	○	○	－	－	－
熊本	○	－	－	－	－	○	○	－	－
大分	○	－	－	－	○	○	○	－	－
宮崎	○	－	○	－	○	○	○	－	－
鹿児島	○	－	○	－	○	○	○	○	－
沖縄	○	－	－	－	○	○	－	－	－
連合会	－	－	○	－	－	－	－	○	－
計	47	0	31	0	44	47	26	15	0

2　福祉事業の令和６年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	4,695,376	負担金	36,093,803
厚生費	33,189,935	掛金	34,622,543
旅費	40,465	補助金	4,361,923
事務費	565,420	施設収入	1,563,701
減価償却費	226,342	利息及び配当金	950,387
助成金及び交付金	3,466	その他	4,732,326
医療経理へ繰入	1,124,744		
宿泊経理へ繰入	3,713,319		
保健経理へ繰入	46,054		
その他	37,037,920		
合計（A）	80,643,041	合計（B）	82,324,683
		差引（B）－（A）	1,681,642

(2)　医療経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	31,507,001	施設収入	3,723,178
旅費	27,151	保険患者収入	1,045,023
事務費	214,114	一般患者収入	33,799
事業用消耗品費	203,799	内部患者収入	403,064
薬品費	10,242,218	検診収入	10,222
医療材料費	4,953,159	老人保健患者収入	－
飲食材料費	505,625	入院診療収入	37,266,362
光熱水料	1,281,978	外来診療収入	17,064,677
減価償却費	2,988,983	雑診療収入	138,399
修繕費	639,268	利息及び配当金	118,874
負担金	61,758	保健経理より繰入	1,124,744
支払利息	－	その他	1,230,795
その他	15,505,043		
合計（A）	68,130,097	合計（B）	62,159,137
		差引（B）－（A）	△ 5,970,960

(3)　宿泊経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	5,808,602	補助金	109,074
旅費	19,949	寄附金	18,261
事務費	183,483	施設収入	33,959,321
商品仕入	722,650	商品売上	1,034,145
事業用消耗品費	1,152,269	利息及び配当金	313,068
飲食材料費	4,887,289	賃貸料	956,309
光熱水料	3,662,906	保健経理より繰入	3,713,319
燃料費	135,491	その他	6,610,299
減価償却費	4,306,609		
修繕費	1,261,335		
賃借料	1,117,160		
委託管理費	3,219,698		
負担金	1,573,977		
支払利息	14,305		
その他	16,964,828		
合計（Ａ）	45,030,551	合計（Ｂ）	46,713,796
		差引（B）－（A）	1,683,245

(4)　住宅経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	19,918	補助金	－
旅費	62	施設収入	32,059
事務費	2,372	利息及び配当金	692
減価償却費	29,688	その他	43,278
負担金	1,829		
支払利息	－		
その他	84,381		
合計（Ａ）	138,250	合計（Ｂ）	76,029
		差引（B）－（A）	△ 62,221

(5)　貯金経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	1,326,112	利息及び配当金	53,318,708
旅費	13,825	保険手数料	10,380
事務費	154,725	その他	2,465,967
支払利息	40,130,239		
その他	1,812,683		
合計（A）	43,437,584	合計（B）	55,795,055
		差引（B）－（A）	12,357,471

(6)　貸付経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	1,632,833	貸倒引当金戻入	257
厚生費	3,371	団体信用生命保険配当金	70,342
旅費	7,933	団体信用生命保険特約保険料	－
事務費	148,545	保険料充当金	230,707
保険料	680,335	保険負担金	－
貸付金保険料	281,522	その他	3,421,572
負担金	237,412		
支払利息	676,773		
その他	1,299,493		
合計（A）	4,968,217	合計（B）	3,722,878
		差引（B）－（A）	△ 1,245,339

(7)　物資経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	234,524	施設収入	102,629
旅費	1,545	商品売上	3,561,109
事務費	33,886	商品販売益	64,897
商品仕入	3,458,427	販売手数料	2,700
飲食材料費	15,694	受託商品手数料	349,605
販売費	22,654	利息及び配当金	68,445
減価償却費	3,854	広告料	4,500
負担金	52,275	保健経理より相互繰入	51,275
支払利息	143,014	その他	177,470
その他	350,675		
合計（A）	4,316,548	合計（B）	4,382,630
		差引（B）－（A）	66,082

(8)　財形経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	－	補助金	－
旅費	－	利息及び配当金	6
事務費	2	その他	2,428
支払利息	2,425		
その他	5		
合計（A）	2,432	合計（B）	2,434
		差引（B）－（A）	2

Ⅱ　地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕　地方議会議員の概況

令和６年４月 1 日現在の地方議会議員の総数は 31,662 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,602 人、市議会議員共済会 18,489 人、町村議会議員共済会 10,571 人である。

〔Ⅱ〕　給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年６月１日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和６年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 16.3、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 29.3 となっている。

〔Ⅲ〕　収支の概況（給付経理）

令和６年度の収支の状況は、収入 411 億円、支出 395 億円で、差引 16 億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金 409 億円（全体の 99.5％）、利息及び配当金２億円（同 0.5％）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 257 億円（全体の 65.0％）、遺族年金 138 億円（同 35.0％）となっている。